



# 大郷町 障害者福祉計画

第3次 障害者基本計画

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

大郷町



## はじめに

本町では、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「第3次障害者基本計画」と、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を、一体の計画「大郷町障害者福祉計画」として平成30年3月に策定し、これまで様々な障害福祉施策に取り組んでまいりました。

一方、国においては「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定しました。「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるように支援する」を基本理念として掲げており、障害者を取り巻く環境が変化していく中、公的なサービスの充実とともに、地域で支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが重要となっています。

本町においては、このたび「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」が計画期間の3年を経過することから、国等の動きを踏まえ、新たな「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。引き続き「第3次障害者計画」の基本理念を「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」と掲げ、福祉施設から「地域生活への移行」や「一般就労への移行」等についての目標を新たに定めており、その実現に向けて、町民の皆様とともに、障害福祉施策の一層の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、様々な視点から計画内容をご審議いただき、大変貴重なご意見やご提言をいただきました大郷町障害者基本計画等推進協議会の委員の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

大郷町長 田 中 学





# 目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	1
2 これからの障害者施策の方向性	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象者	5
第2章 障害者を取り巻く状況	6
1 大郷町の障害のある人を取り巻く状況	6
2 アンケート調査結果のポイント	14
第3章 計画の基本方向	32
1 基本理念	32
2 基本方針	34
3 施策体系	35
4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系	36
第2編 障害者基本計画	37
基本方針1：「ノーマライゼーション」の推進【啓発、広報】	37
基本方針2：地域でともに支え合う体制の整備【相談、連携、保健・医療】	39
基本方針3：自立した生活の支援【福祉サービス、生活支援】	44
基本方針4：地域でともに学ぶ教育・育成の充実【保育、教育】	45
基本方針5：雇用・就業の確保【雇用、就業】	46
基本方針6：安全・安心な生活環境の整備【生活環境の整備】	47
基本方針7：一人ひとりが活躍できる環境の整備【生涯学習、スポーツ】	50

第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画	51
第1章 障害福祉サービスの推進	51
(1) 自立支援給付	51
(2) 地域生活支援事業	60
第2章 障害児福祉サービスの推進	65
(1) 障害児通所支援	65
(2) 障害児相談支援	67
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整	68
第3章 計画の達成目標	69
(1) 施設入所者の地域生活への移行	69
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	70
(3) 地域生活支援拠点等の整備	70
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	71
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	72
(6) 相談支援体制の充実・強化等	74
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	74
第4編 計画の推進にあたって	75
1 計画の推進における基本姿勢	75
2 計画推進における役割分担	76
3 計画推進に向けた多様な連携の推進	77
4 計画の進行管理体制	78
5 計画の普及・啓発の推進	79
資料編	81
■大郷町障害者基本計画等推進協議会設置要綱	81
■大郷町障害者基本計画等推進協議会委員	83

## 第1編 総論





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の概要

大郷町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。さらに平成28年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることとされています。

平成30年3月、国は「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を基本理念とする「第4次障害者基本計画」を閣議決定しました。さらに「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）や「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）などが公布され、令和2年5月には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が行われました。

本町では平成29年度に、「第3次障害者基本計画」と、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を一体的に取りまとめた「大郷町障害福祉計画」を策定し、この計画に基づいて障害者施策を推進してまいりましたが、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」は令和2年度に計画期間が終了することから、国等の動きを踏まえ、本町における障害者の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や障害者施策の方向性、サービス目標量等を定める「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を策定するものであり、また、両計画の進捗を踏まえ、「第3次障害者計画」についても必要に応じて見直しを行うものです。

## 2 これからの障害者施策の方向性

国は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するにあたっての基本的な方針を示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するにあたって、近年の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、基本指針が以下のとおり改正されており、これを踏まえ計画を策定する必要があります。

## 第1編 総論

### ◇基本指針見直しの主なポイント

1 基本的理念に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入所等から地域生活への移行：地域での暮らしを継続できる体制の確保</li> <li>②地域共生社会の実現：地域づくりへの仕組みづくり、包括的な支援体制の構築等</li> <li>③人材の確保：研修の実施、多職種間の連携の推進、周知・広報等</li> <li>④障害者の社会参加の促進：文化芸術活動の推進、視覚障害者等の読書環境の整備等</li> </ul>
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進</li> </ul>
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援体制の検証・評価、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討</li> <li>②発達障害者等に対する支援：ペアレントプログラム等の支援体制の確保、発達障害に関する医療機関等を確保の重要性</li> </ul>
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童発達支援センター：地域社会への参加や包容(インクルージョン)の重要性</li> <li>②障害児入所施設：ケア単位の小規模化の推進、18歳以降の支援協議等</li> <li>③保育、保健医療、教育等の関係機関との連携</li> <li>④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</li> </ul>

### ◇成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：令和元年度末の施設入所者数の6%以上</li> <li>・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所数から1.6%削減</li> </ul>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均の生活日数：316日以上</li> <li>・精神病床における1年以上長期入院患者数：10.6万人から12.3万人に（全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少）。</li> <li>・退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、12か月後92%以上</li> </ul>
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討</li> </ul>
4 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（うち就労移行支援1.30倍以上、就労A型1.26倍以上、就労B型1.23倍以上）</li> <li>・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用</li> <li>・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上</li> </ul>
5 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置</li> <li>・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li> <li>・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</li> <li>・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保</li> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li> </ul>

6 相談支援体制の充実・強化等	・各市町村又は各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者基本計画」であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障害者及び障害児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定める計画となっています。

本町においては、「障害者基本計画」を障害者及び障害児を含む、町全体の障害者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

#### <障害者基本計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障害者及び障害児のための施策に関する基本的な計画です。

#### <障害福祉計画>

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

#### <障害児福祉計画>

児童福祉法第33条第20項に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障害児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

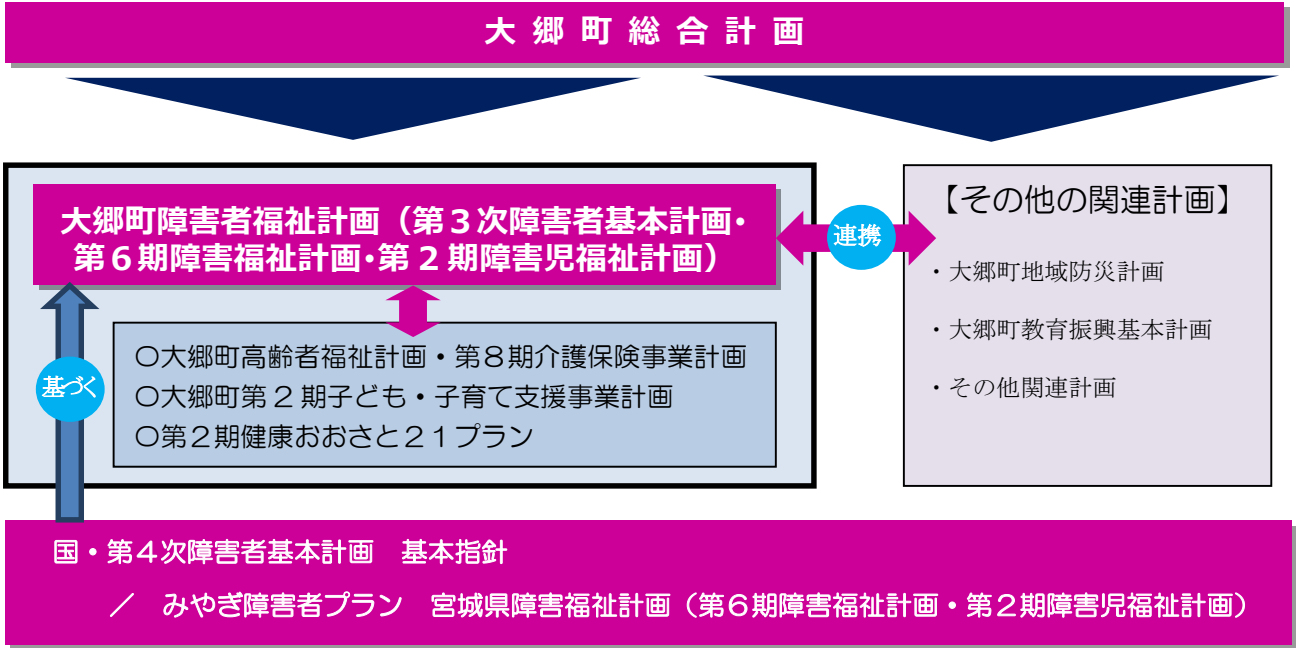
大郷町  
障害者福祉計画

障害者基本計画

障害福祉計画 障害児福祉計画

(2) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本町の総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画との整合性に配慮するとともに、周辺市町村との連携を図り、計画の実現を推進します。



(3) 計画の期間

現在の計画である「第3次障害者基本計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画であり、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」は平成30年度から令和2年度までの3年間の計画となっています。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」が最終年度である令和2年度を迎えたことから、今年度、両計画の進捗を踏まえ、計画全体の見直しを行うものです。

	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者基本計画	→		第3次	→		
障害福祉計画	→		第5期	→		
障害児福祉計画	→		第1期	→		
			見直し			

## 4 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障害者（児）、知的障害者（児）・精神障害者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等の新たな障害も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての町民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全町民を対象としています。

### ○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### ○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

### ○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

### ○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

## 第2章 障害者を取り巻く状況

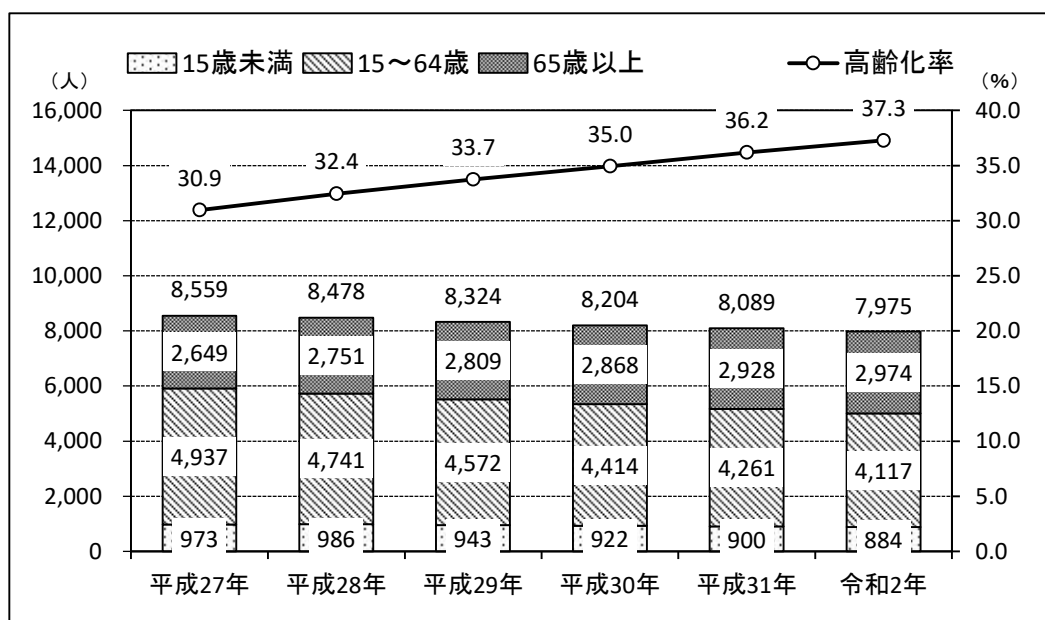
### 1 大郷町の障害のある人を取り巻く状況

#### (1) 総人口の推移

総人口は平成27年以降減少傾向にあり、令和2年（4月1日現在）には7,975人となっています。

内訳をみると、「65歳以上」の高齢者は増加していますが、「15歳未満」及び「15～64歳」はともに減少傾向にあるため、総人口は減少しています。

総人口は減少しているにもかかわらず、高齢者数は増加しているため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は上昇し、令和2年には37.3%と、町民の約4割は高齢者という状況となっています。



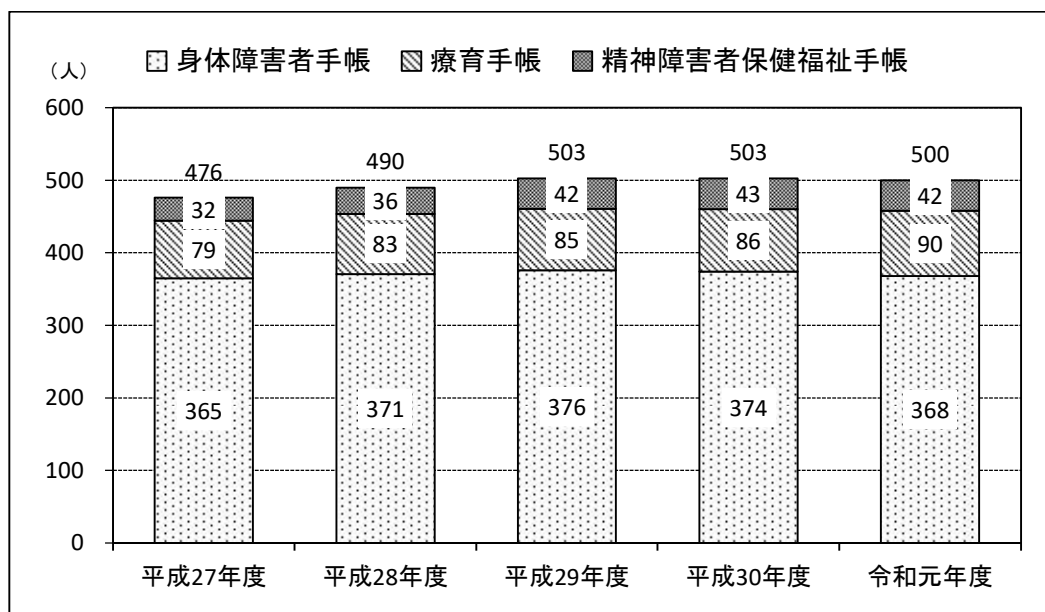
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者の状況

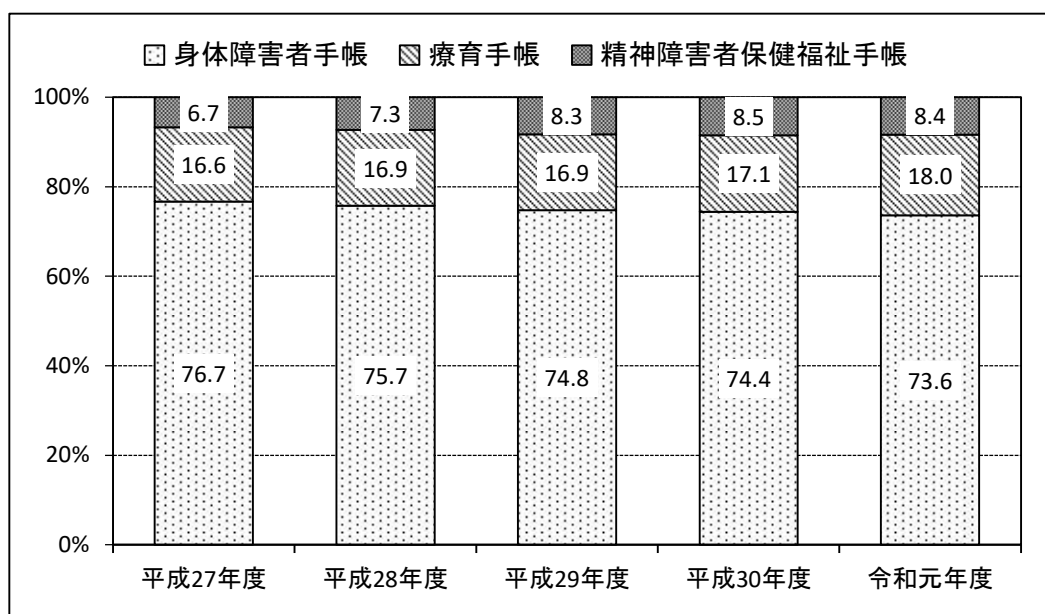
1) 障害者手帳の所持状況の推移

障害者手帳等の所持状況をみると、近年は500件前後で推移しており、令和元年度は500件となっています。内訳をみると、「身体障害者手帳」は減少傾向にあるのに対し、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」が増加傾向となっています。

令和元年度は「身体障害者手帳」が全体の73.6%、「療育手帳」は18.0%、「精神障害者保健福祉手帳」は8.4%となっています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

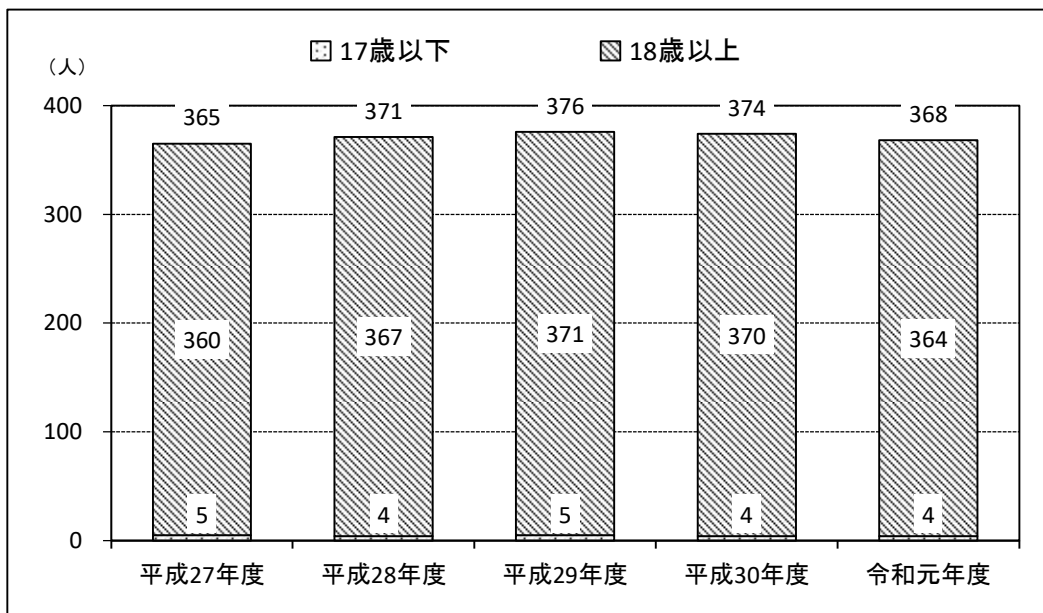


資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

2) 身体障害者の状況

①年齢構成の内訳

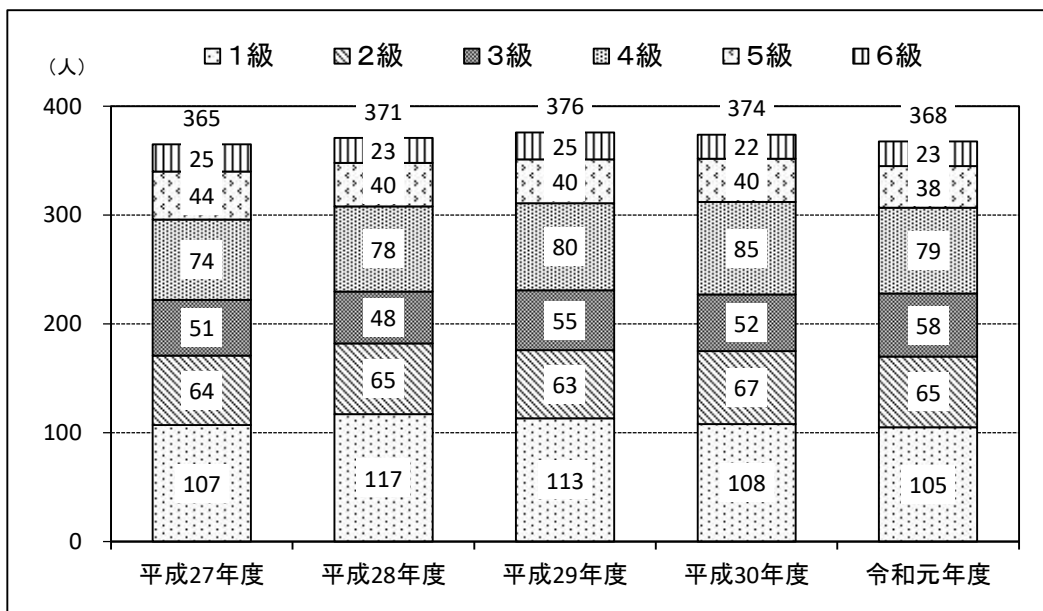
身体障害者手帳所持者の年齢の内訳をみると、「18歳以上」が多数を占めており、令和元年度は368人となっています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

②等級の内訳

令和元年度は、「1級」が105人と最も多く、次いで「4級」が79人、「2級」が65人となっています。

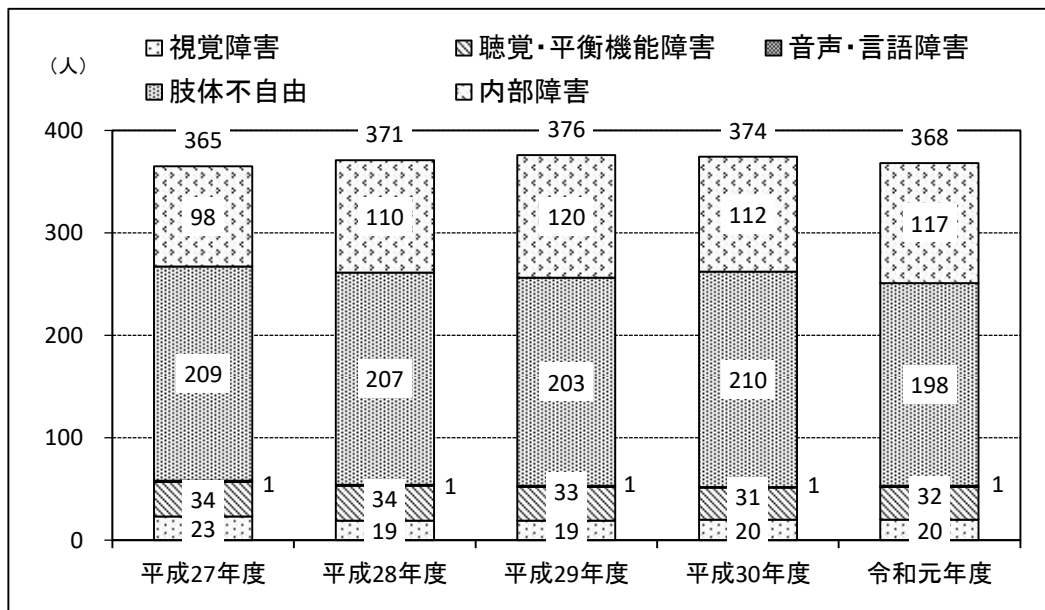


資料：保健福祉課データ（各年度末現在）



③障害の種類の内訳

障害の種類は、「肢体不自由」と「内部障害」が多く、令和元年度は198人、117人となっています。



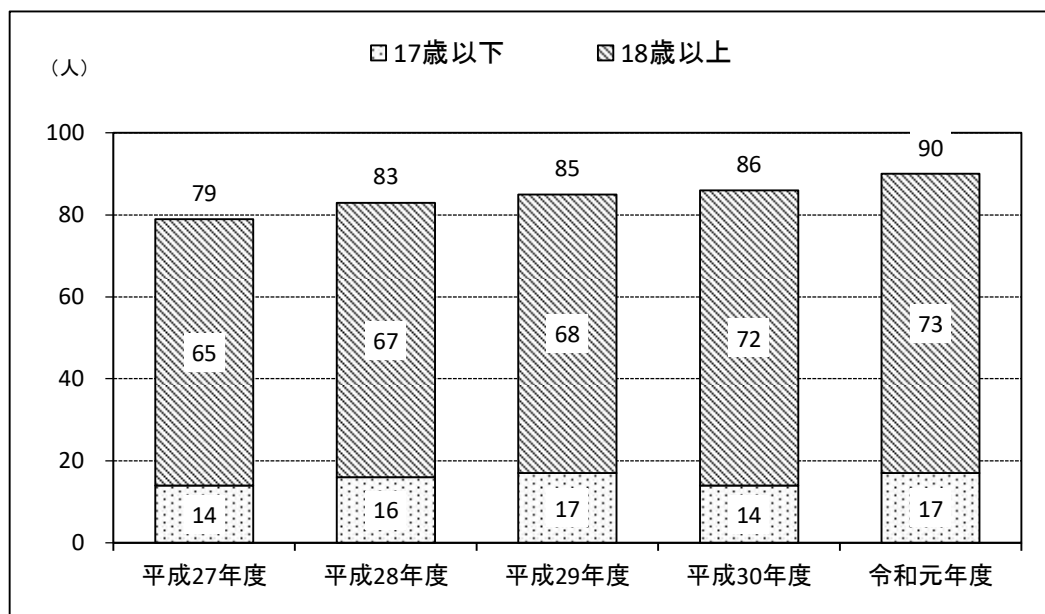
資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

### 3) 知的障害者の状況

#### ①年齢構成の内訳

療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和元年度には90人となっています。

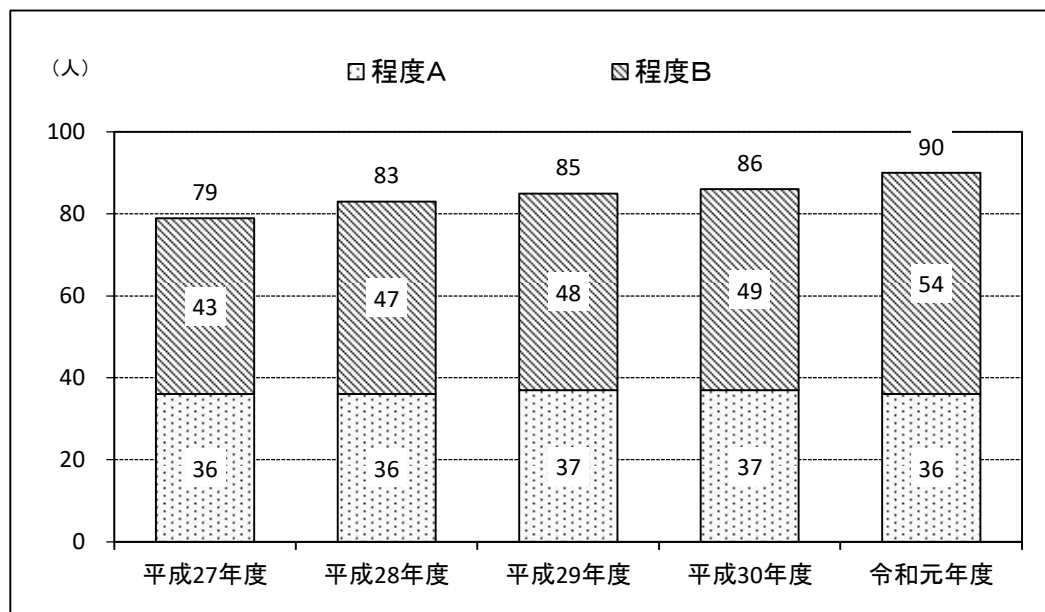
年齢構成の内訳をみると、「18歳以上」が多数を占めており、令和元年度は73人となっています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

#### ②程度の内訳

程度の内訳をみると、「程度B」は年々増加傾向にあり、令和元年度には50人を超え54人となっています。「程度A」は横這いで推移しています。

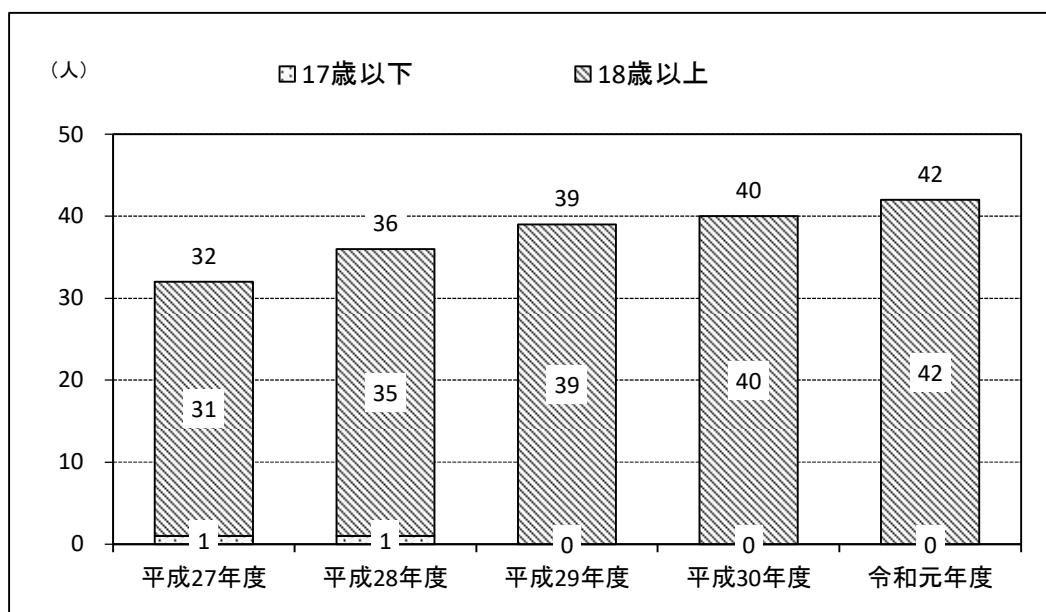


資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

#### 4) 精神障害者の状況

##### ①年齢構成の内訳

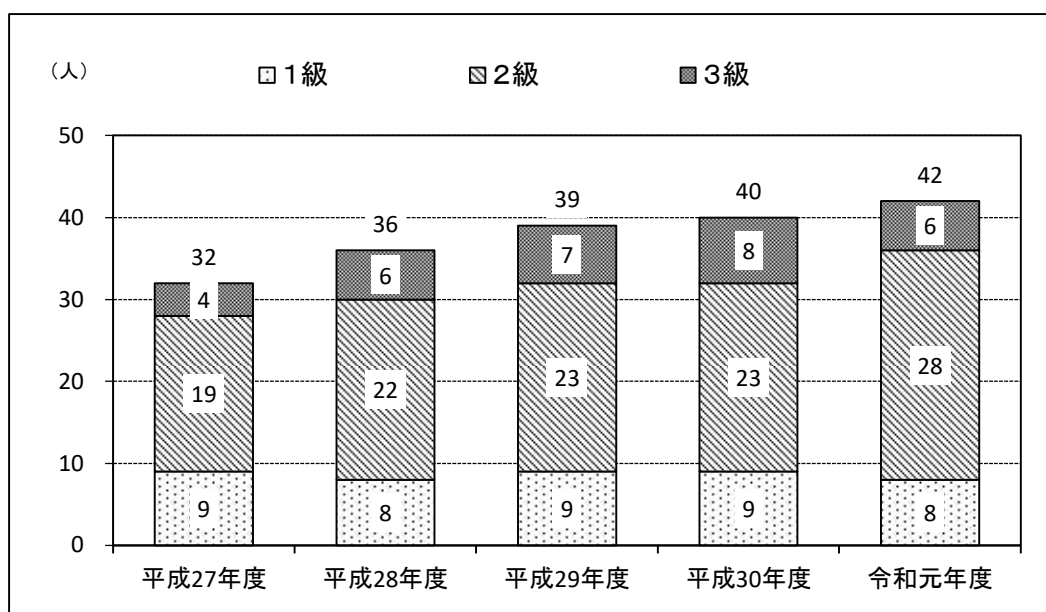
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、令和元年度は42人となっています。年齢は全員が「18歳以上」となっています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

##### ②等級の内訳

等級をみると令和元年度は「2級」が28人と最も多く、「1級」が8人、「3級」が6人となっています。近年の推移をみると「2級」は増加傾向にありますが、「1級」及び「3級」は横這いで推移しています。

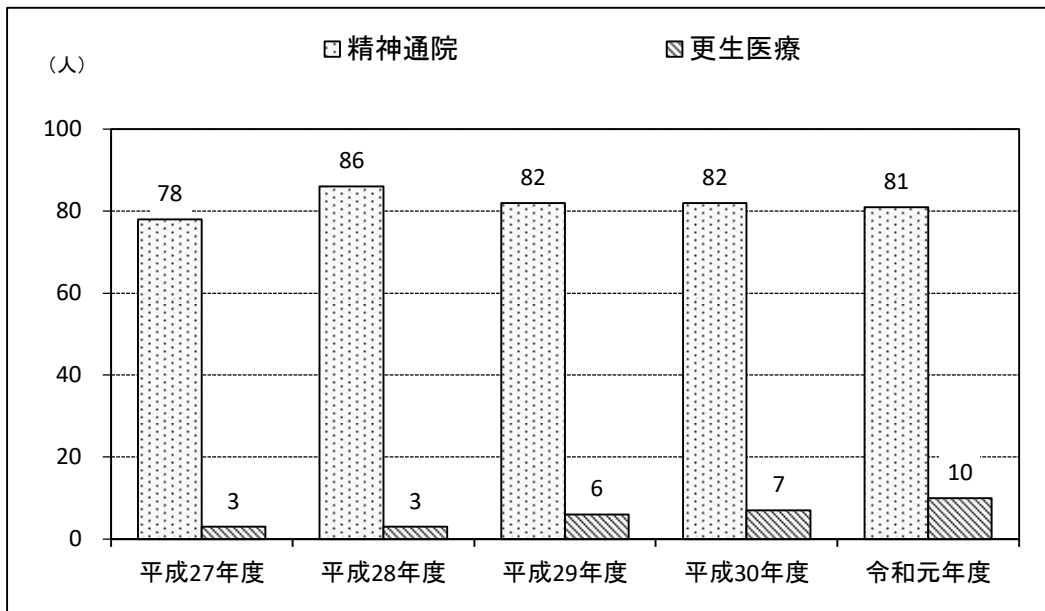


資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

(3) 医療費制度の利用状況

① 自立支援医療の利用状況

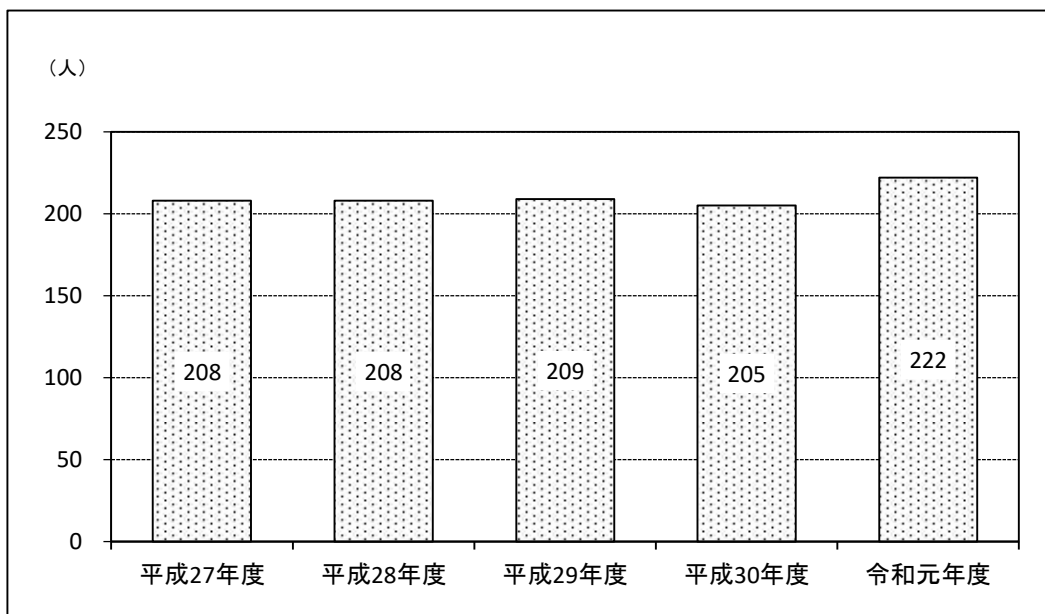
自立支援医療の利用状況を見ると、「精神通院」の利用の方が多く、令和元年度は81人となっていますが、近年は減少傾向となっています。「更生医療」は令和元年度は10人となっていますが、近年は増加傾向にあります。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

② 重度心身障害者医療費助成制度の利用状況

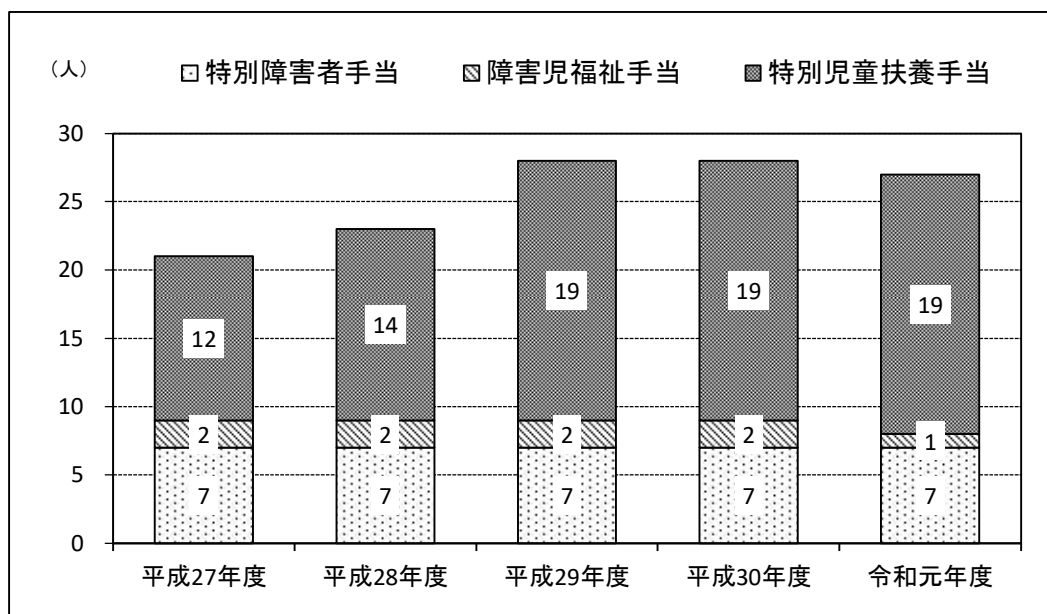
重度心身障害者医療費助成制度の利用状況を見ると、近年は横這い傾向にありましたが、令和元年度は222人と平成30年度から17人増加しています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

(4) 各種福祉手当支給状況

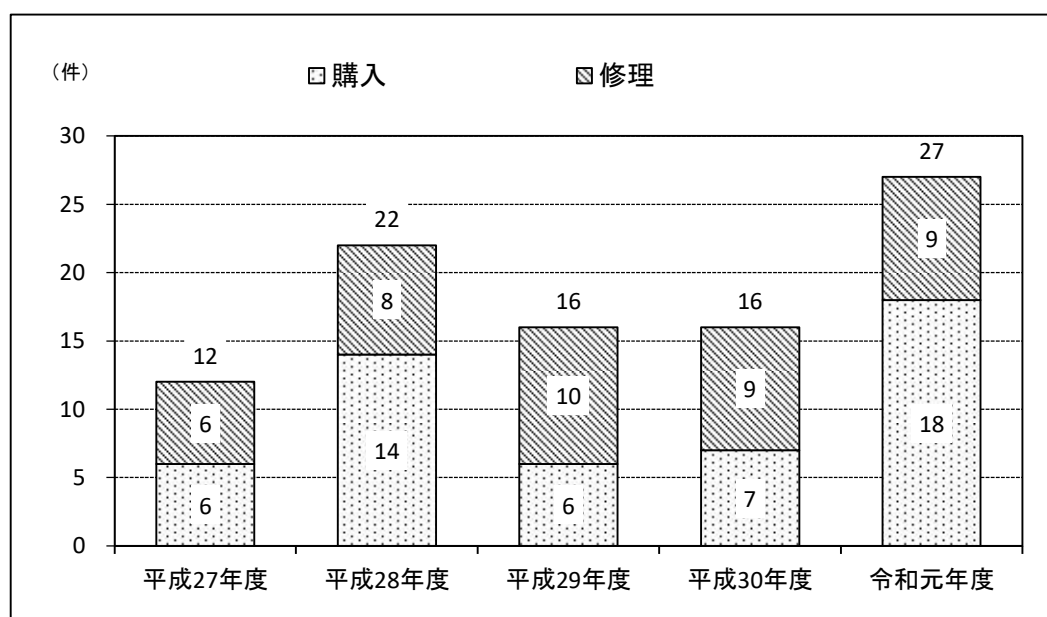
各種福祉手当支給状況を見ると、令和元年度は「特別児童扶養手当」は19人と多く、「特別障害者手当」が7人、「障害児福祉手当」が1人となっています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

(5) 身体障害者の補装具費の支給状況

身体障害者の補装具費の支給状況を見ると、令和元年度は27件と近年では最も多い件数となっています。内訳をみると「購入」が18件、「修理」が9件と、「購入」の件数が大幅に増加しています。



資料：保健福祉課データ（各年度末現在）

## 2 アンケート調査結果のポイント

---

### (1) 調査概要

#### ①調査の目的

この調査は、障害者の日常生活、福祉サービスの利用の現状、今後の福祉施策、サービスの利用に対する意識、意向などを把握し、「大郷町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定のための基礎資料を収集することを目的として実施しました。

#### ②調査対象者

本町にお住いの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、発達障害者、難病患者等の障害福祉サービスを利用されている方ご本人及び、介護されているご家族を対象としました。

#### ③調査方法及び調査時期

調査方法：郵送配付・郵送回収

調査時期：令和2年2月

#### ④回収結果

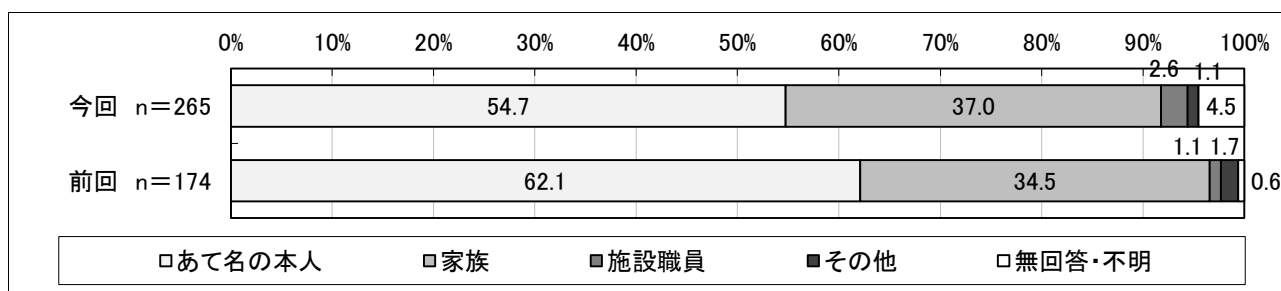
本調査の調査票の配付数、有効回収数、有効回収率（％）は以下の通りです。

配付数	有効回収数	有効回収率（％）
470	265	56.4

(2) あなたとあなたのご家族について

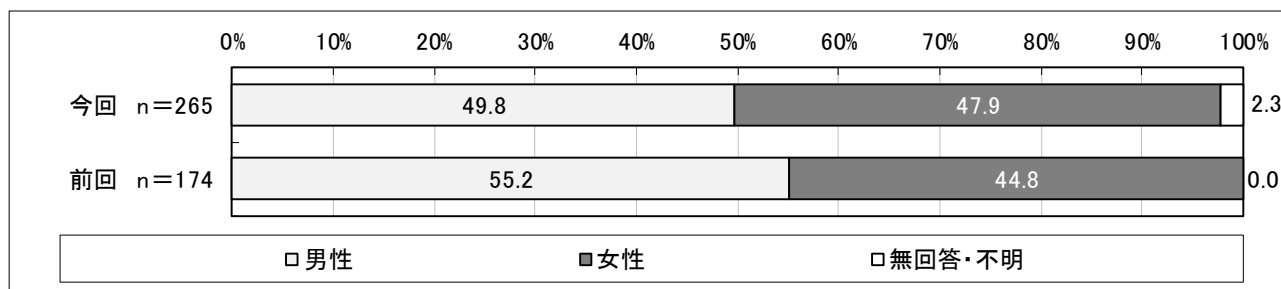
①回答者

調査票の回答者は、「本人」が最も多く 54.7%を占め、「家族」37.0%が続きます。前回と比較し「本人」が少なくなっています。



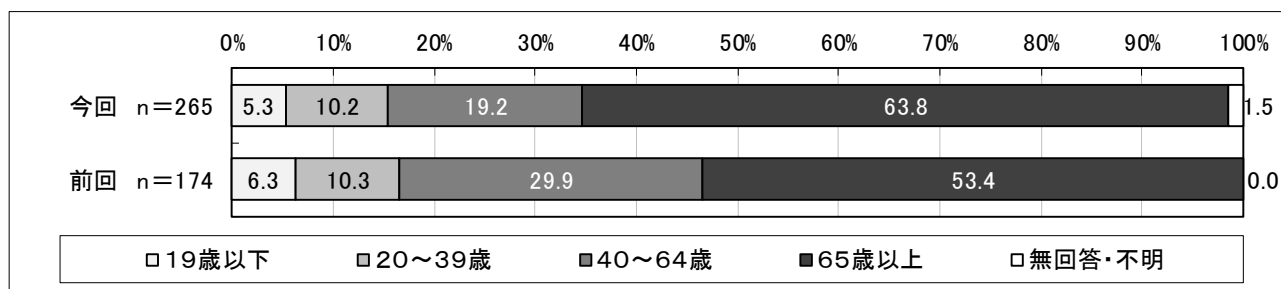
②性別

本人の性別については、「男性」が49.8%、「女性」が47.9%とほぼ同数になっています。前回と比較し「男性」が減少しています。



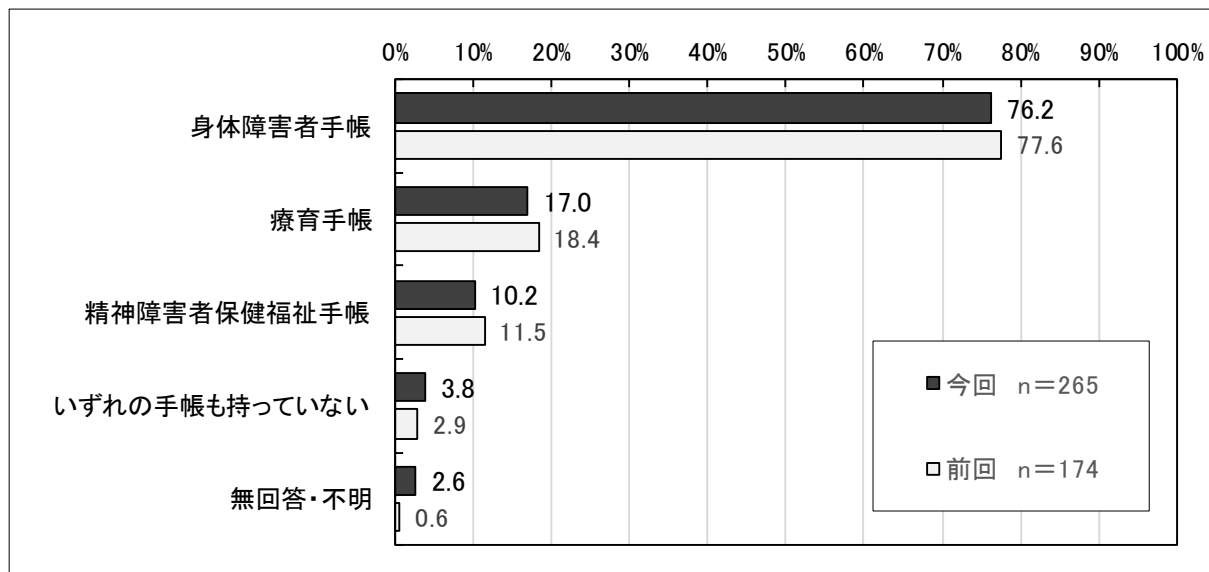
③年齢

最も多いのが「65歳以上」の63.8%で過半数を占め、「40～64歳」19.2%、「20～39歳」10.2%、「19歳以下」5.3%と続きます。前回と比較し、「65歳以上」が大きく増加しています。



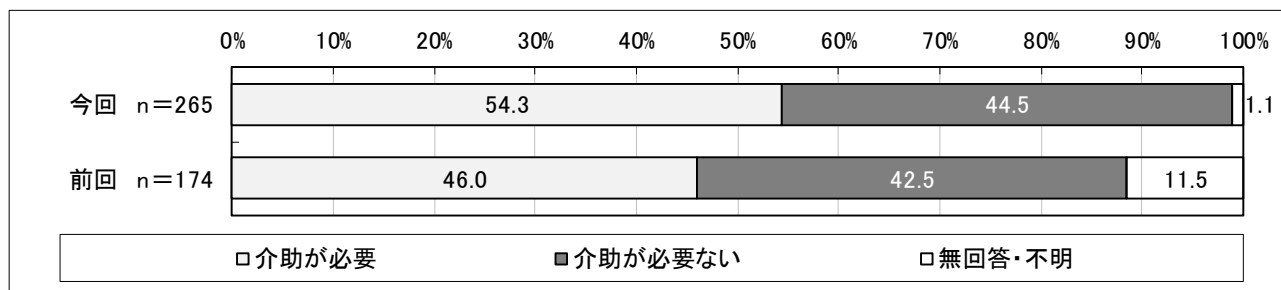
④手帳の所持状況

最も多いのが「身体障害者手帳」の76.2%で、「療育手帳」17.0%、「精神障害者保健福祉手帳」10.2%と続きます。前回とほぼ同様となっています。



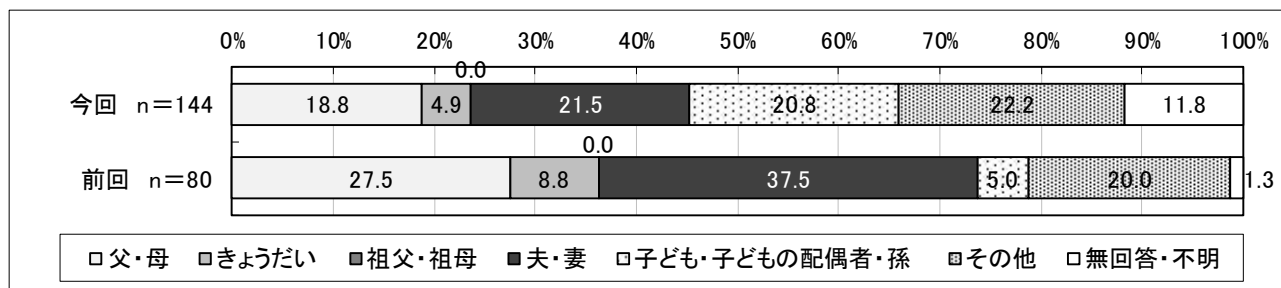
⑤介助の必要性

何らかの日常生活の行動において、何らかの「介助が必要」（「一部介助が必要」または「全部介助が必要」の回答）と回答した方は、54.3%と過半数を占めます。前回と比較し、増加しています。



⑥主な介助（支援）者

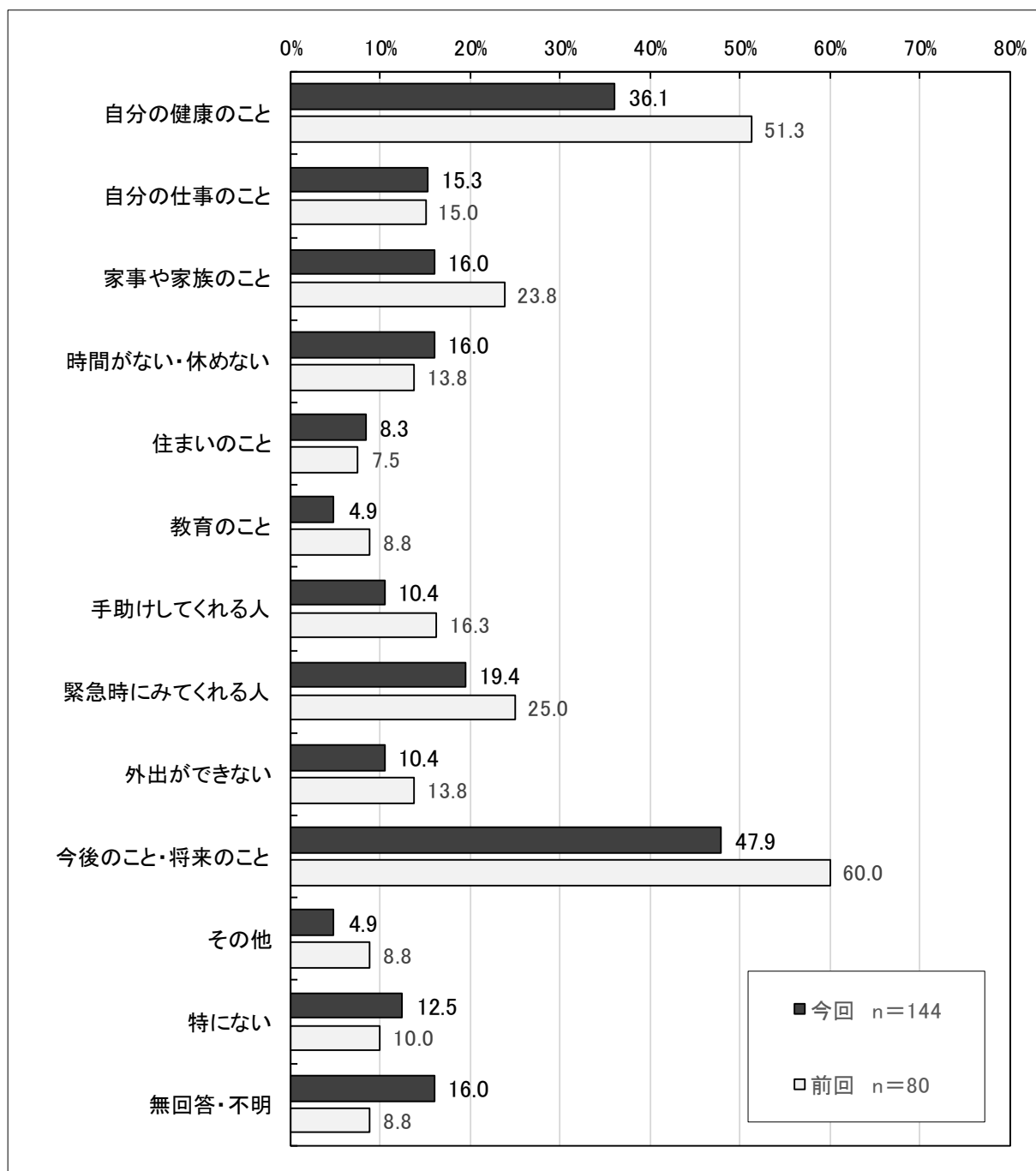
最も多いのが「夫・妻」の21.5%で、「子ども・子どもの配偶者・孫」20.8%、「父・母」18.8%と続きます。前回と比較し、「夫・妻」が大幅に減少し、「子ども・子どもの配偶者・孫」が大幅に増加しています。





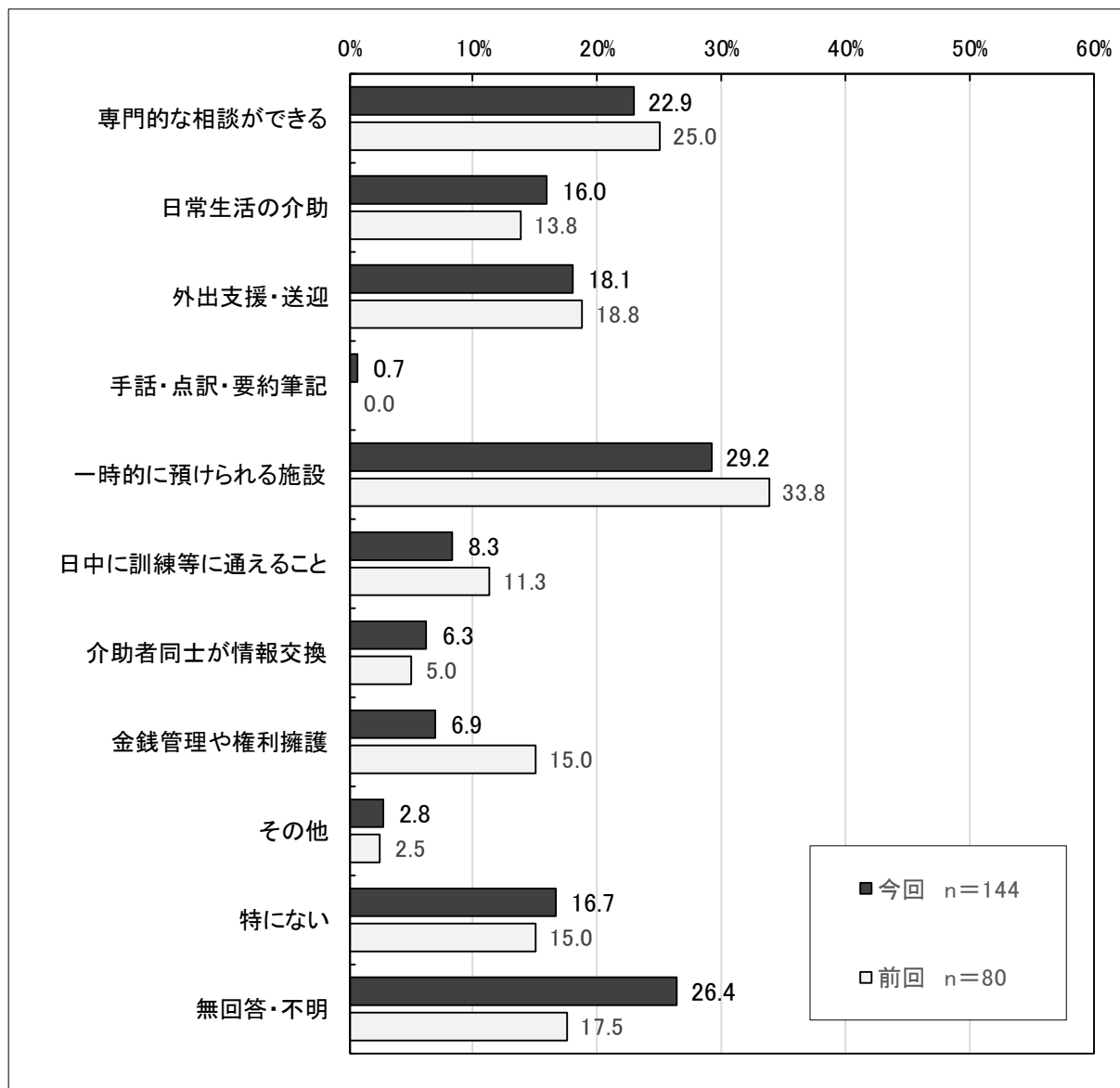
⑦介助者が不安に感じること

介助や支援を行っている家族等への質問です。最も多いのが「今後のこと・将来のこと」の47.9%で、「自分の健康のこと」36.1%、「緊急時にみてくれる人」19.4%と続きます。前回と比較し、全体的に回答が少なくなっています。



⑧利用したいサービス・支援策

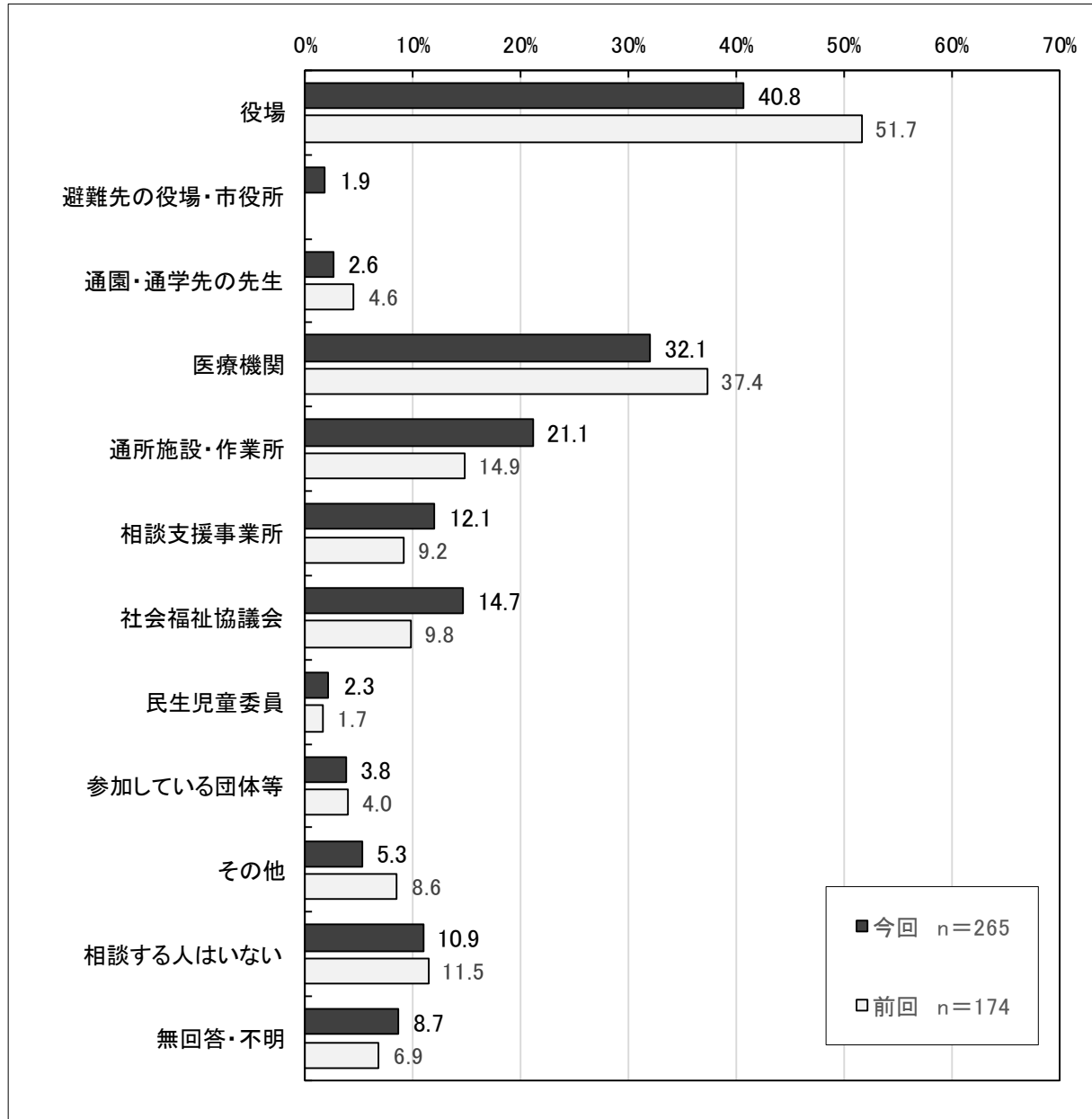
同様に介助や支援を行っている家族等への質問です。最も多いのが「一時的に預けられる施設」29.2%で、「専門的な相談ができる」22.9%と続きます。「無回答・不明」も26.4%と多くなっています。前回と比較し、同様に全体的に回答が少なくなっており、「無回答・不明」が大幅に多くなっています。



(3) 毎日の暮らしと生活しづらいことについて

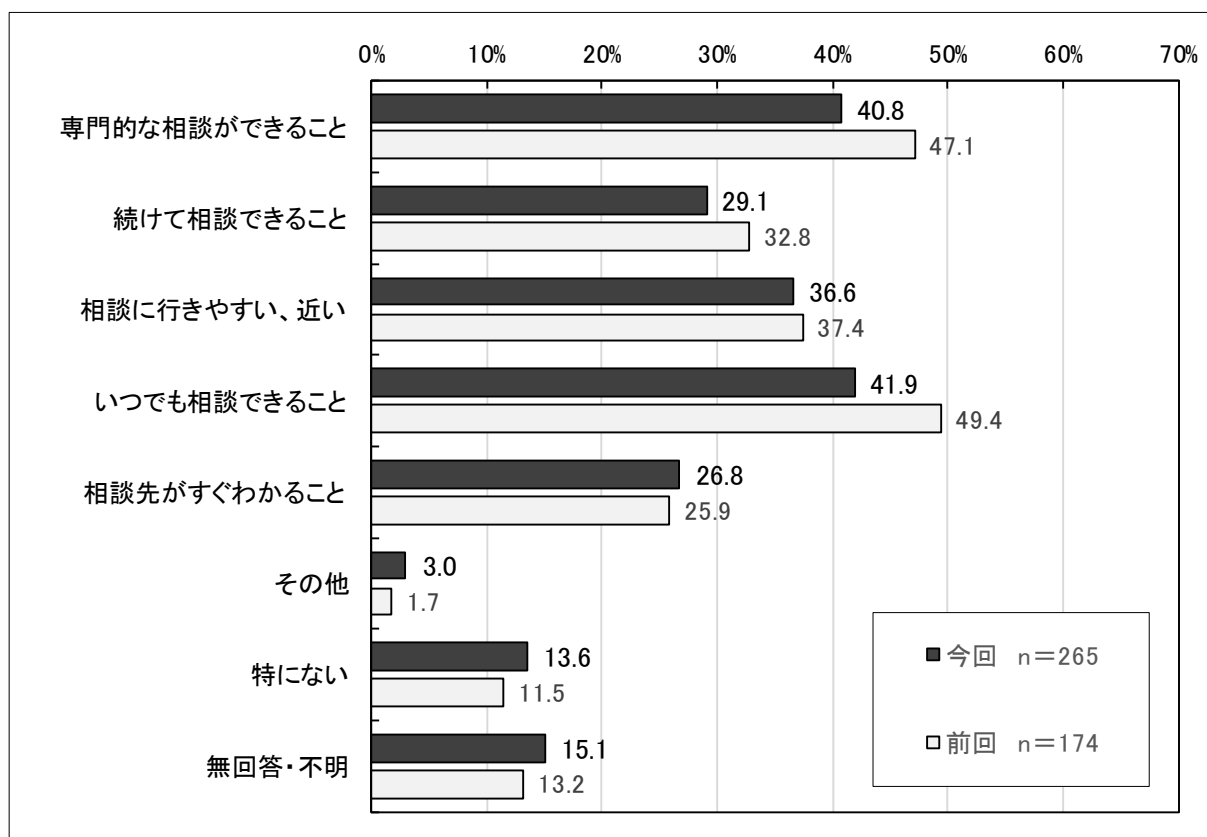
①本人の日常生活などについて相談する機関

本人または家族に対する質問で、最も多いのが「役場」の40.8%で、「医療機関」32.1%、「通所施設・作業所」21.1%と続きます。「役場」「医療機関」の回答が減少し、「通所施設・作業所」「社会福祉協議会」が増加しています。



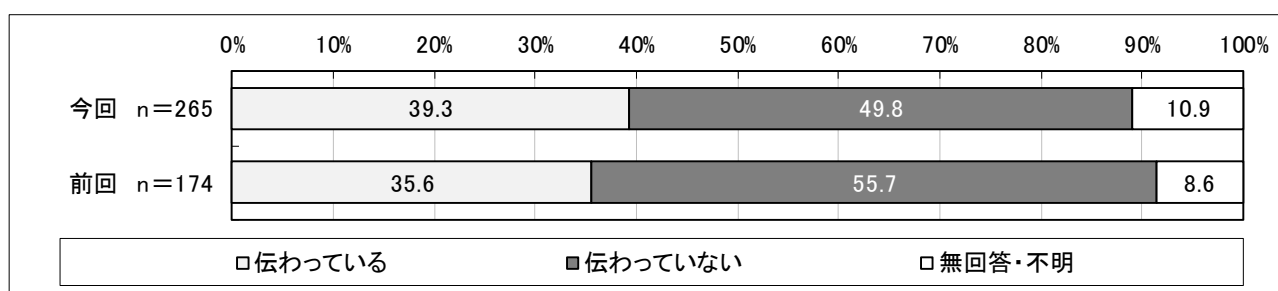
②相談窓口について重要なこと

最も多いのが「いつでも相談できること」の41.9%で、「専門的な相談ができること」40.8%、「相談に行きやすい、近い」36.6%と続きます。前回と比較し、「いつでも相談できること」「専門的な相談ができること」が減少しています。その他は大きな変化はありません。



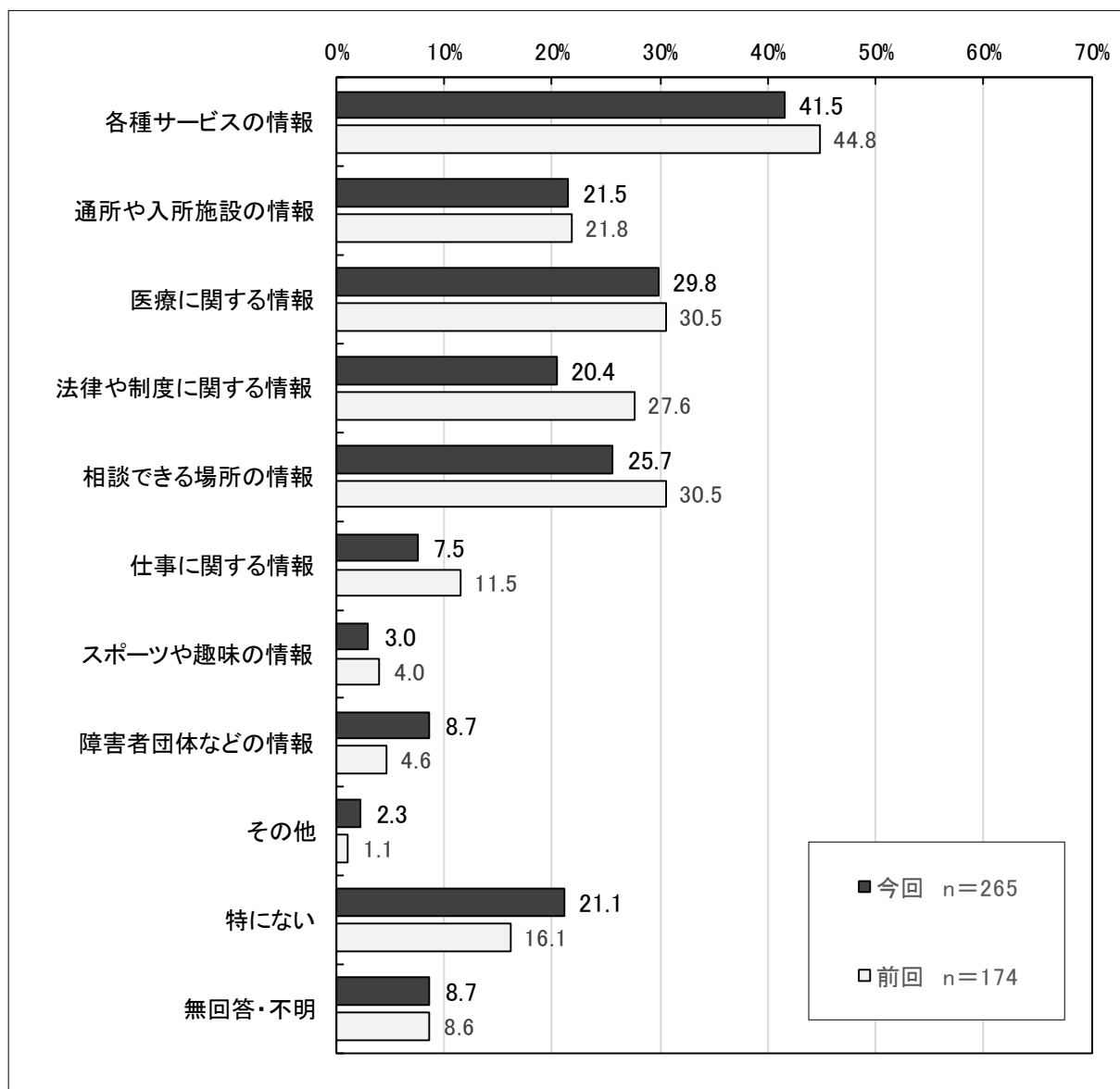
③福祉サービスに関する情報の認知状況

「伝わっていない」が49.8%を占め、「伝わっている」39.3%の構成になっています。前回と比較し、「伝わっている」が若干増えています。



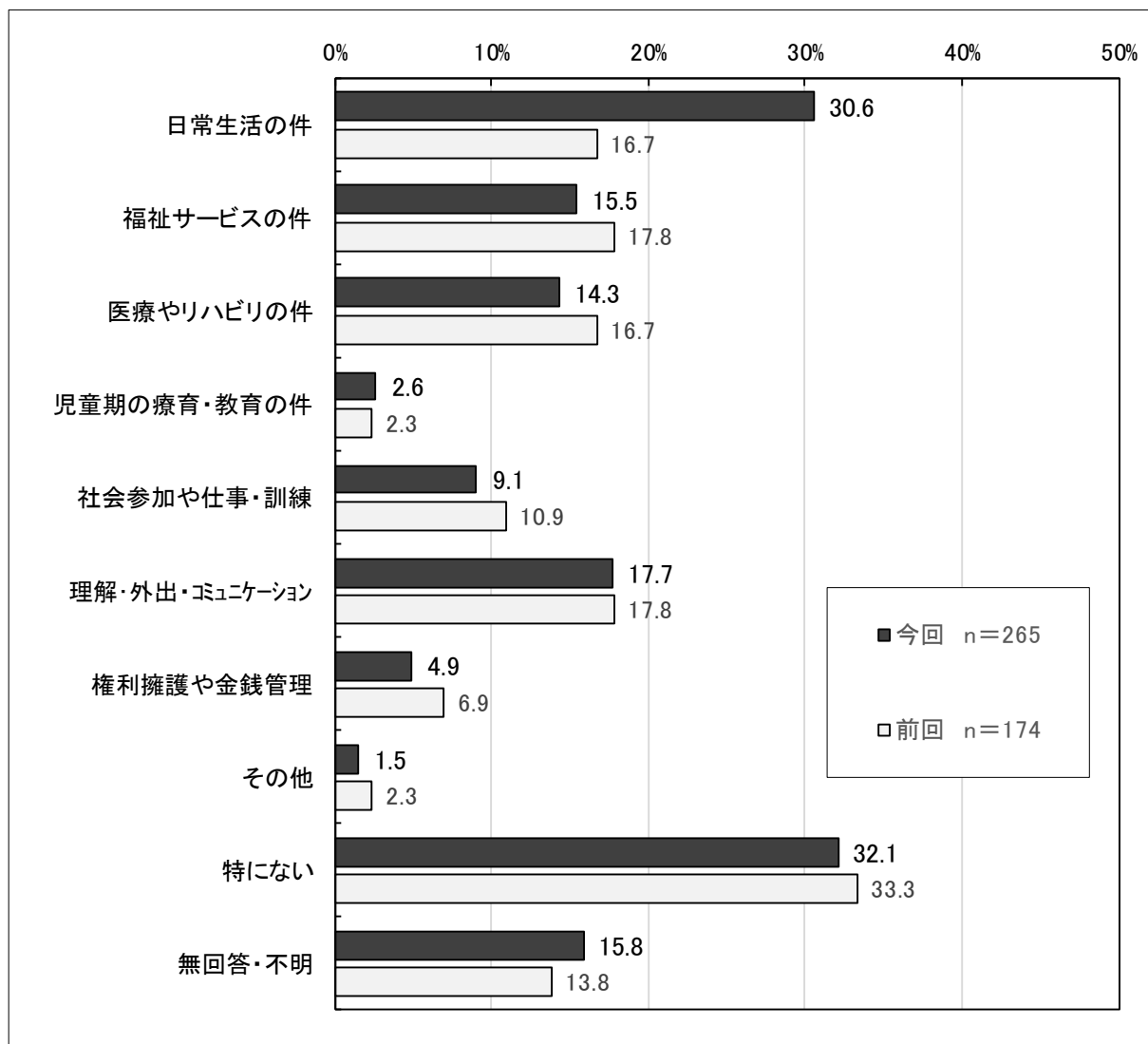
④必要とする情報

最も多いのが「各種サービスの情報」の41.5%で、「医療に関する情報」29.8%、「相談できる場所の情報」25.7%と続きます。全体的に回答が少なくなっており、「特にない」が増えています。



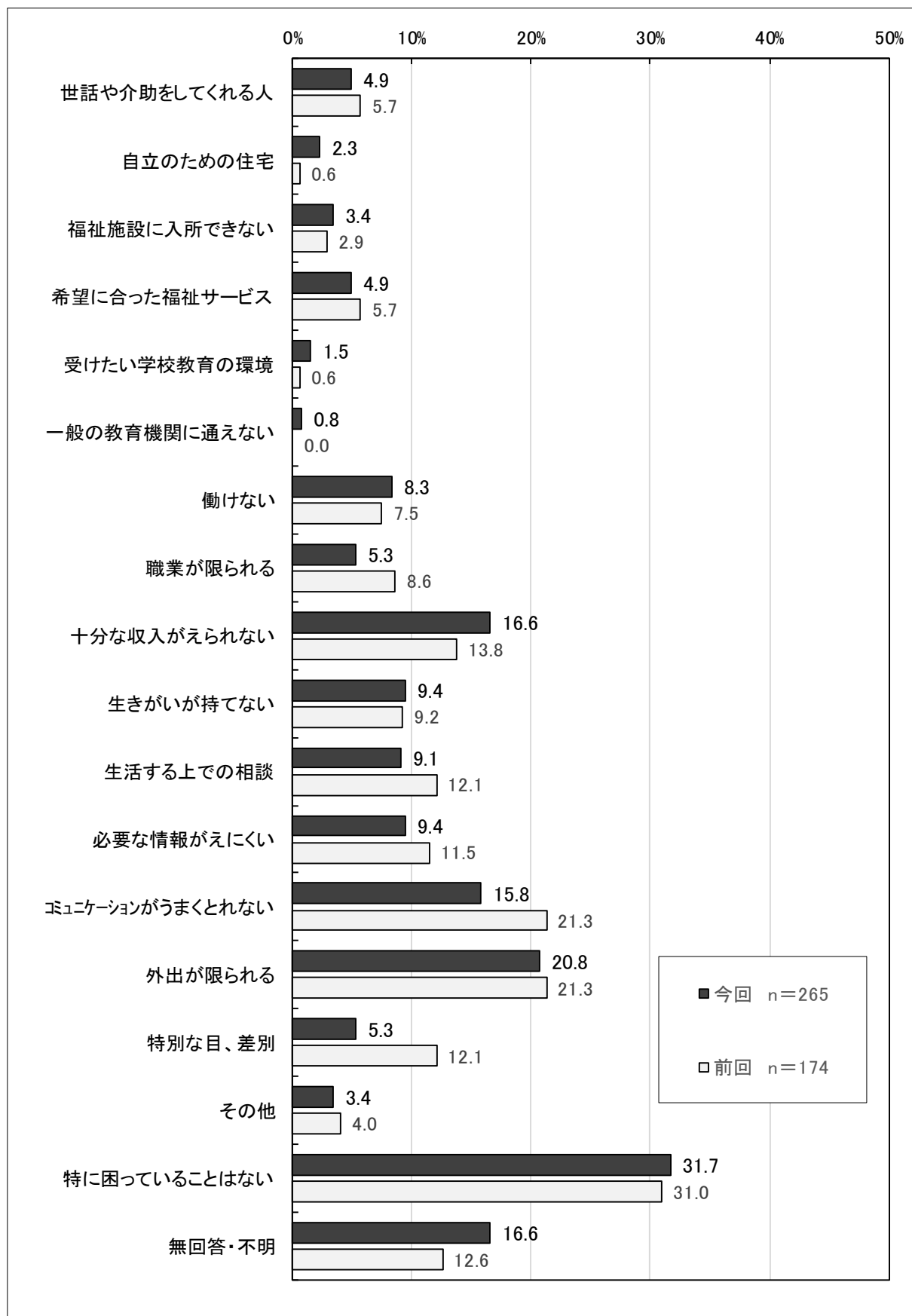
⑤生活のしづらさを感じること

「日常生活の件」が30.6%と群を抜いて、回答が多くなっています。また、「特にない」が32.1%と最も多い回答になっています。前回と比較し、「日常生活の件」の回答がほぼ倍になっています。



⑥特に困ったり、不安に思っていること

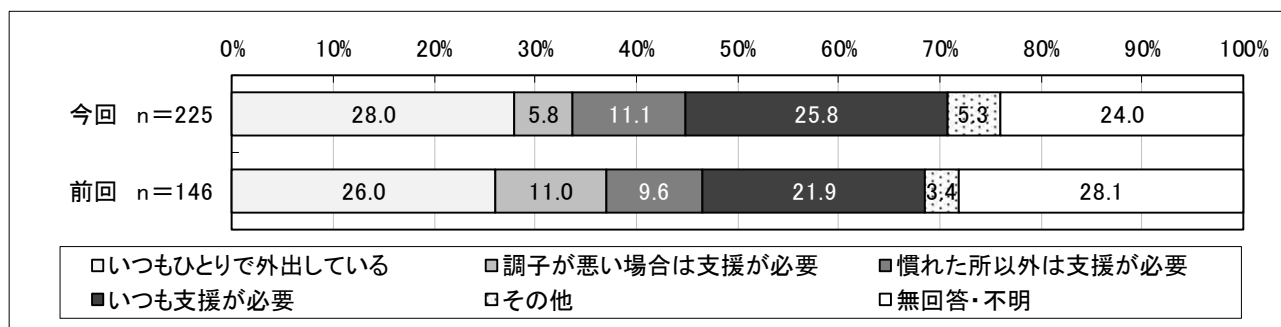
最も多いのが「外出が限られる」の20.8%で、「十分な収入がえられない」16.6%、「コミュニケーションがうまくとれない」15.8%と続きます。また、「特に困っていることはない」が31.7%と群を抜いて最も多い回答になっています。前回と比較し、大きな変化は見られません。



(4) 外出について

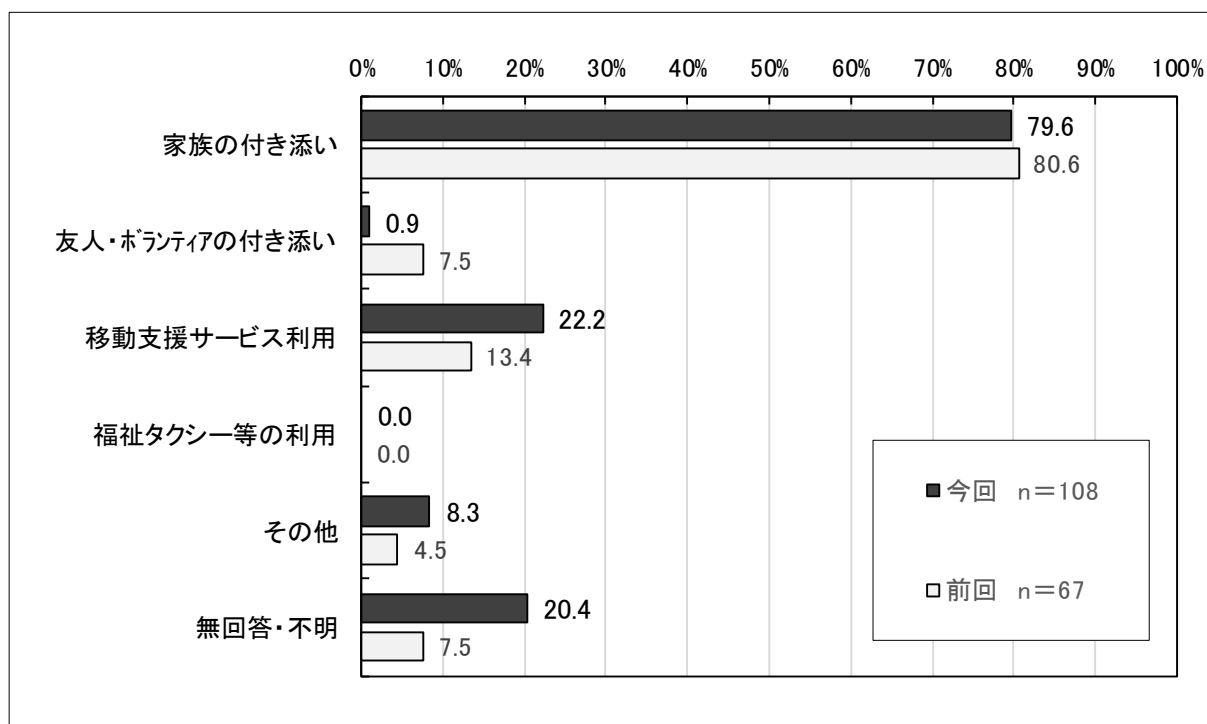
①外出時に支援が必要か

最も多いのが「いつもひとりで外出している」の28.0%で、「いつも支援が必要」25.8%が続きます。前回と比較し、「いつも支援が必要」が若干増加しています。



②外出時、支援が必要な場合の対処法

「家族の付き添い」が79.6%と回答者の8割が回答しており、「移動支援サービス利用」が22.2%となっています。前回と比較し、「移動支援サービス利用」が増加しています。

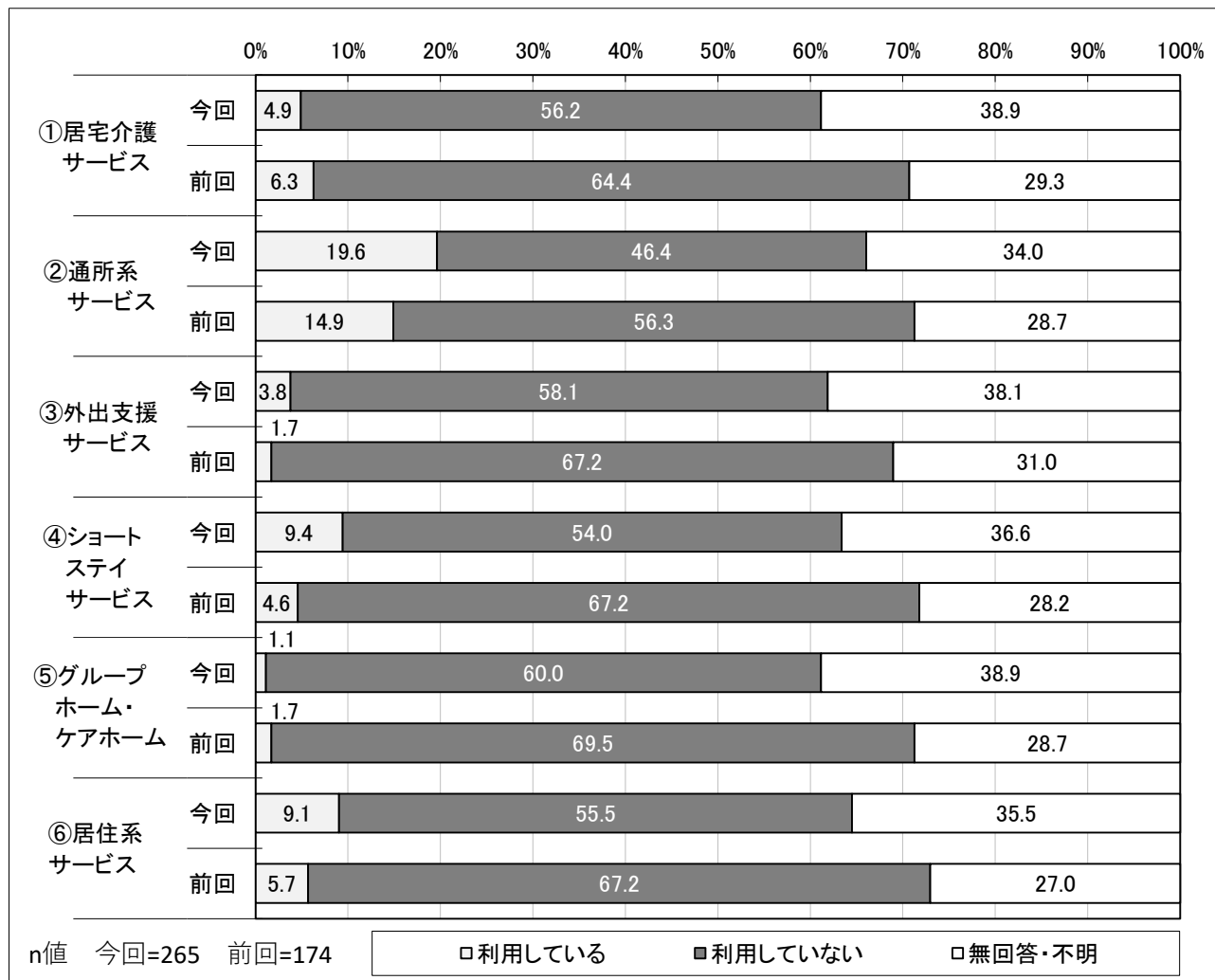




(5) サービス利用と充実などについて

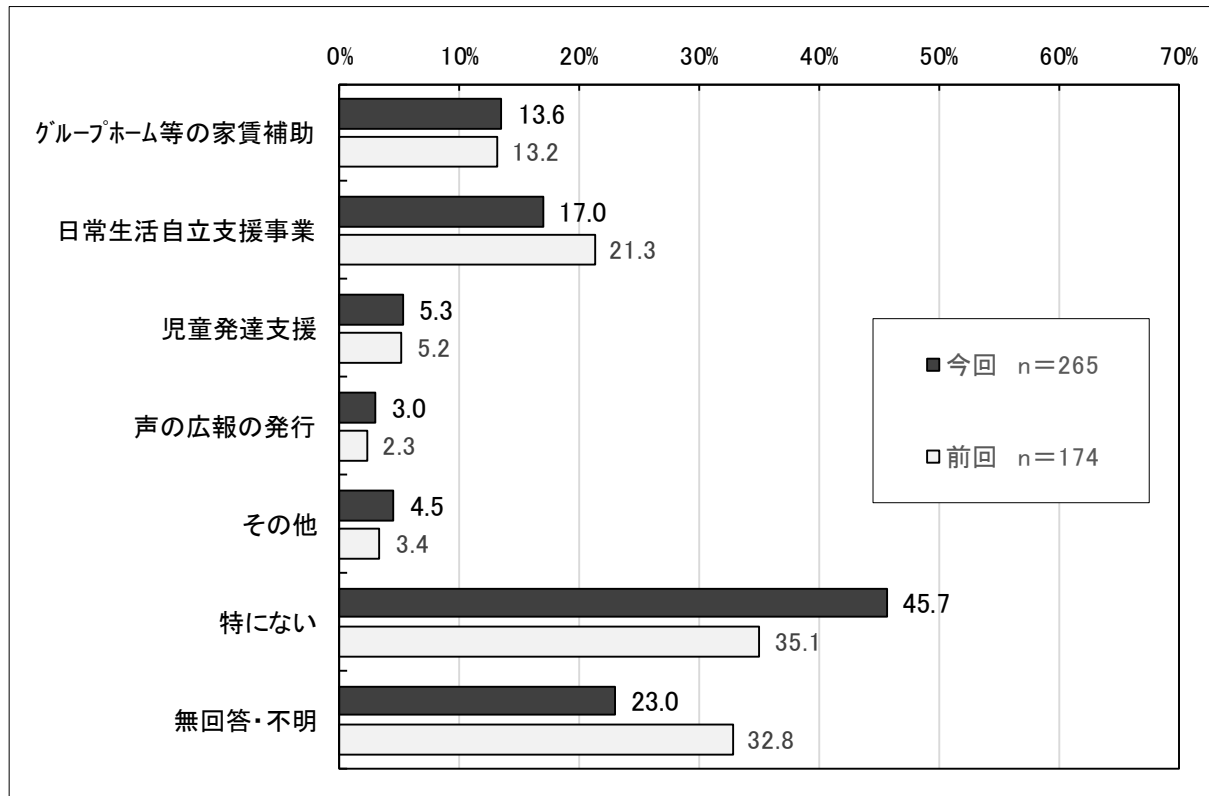
①障害福祉サービスの利用状況

「利用している」との回答が最も多いのが「通所系サービス」の19.6%で、「ショートステイサービス」9.4%、「居住系サービス」9.1%と続きます。前回と比較し、「通所系サービス」「ショートステイサービス」「居住系サービス」とも増加しています。



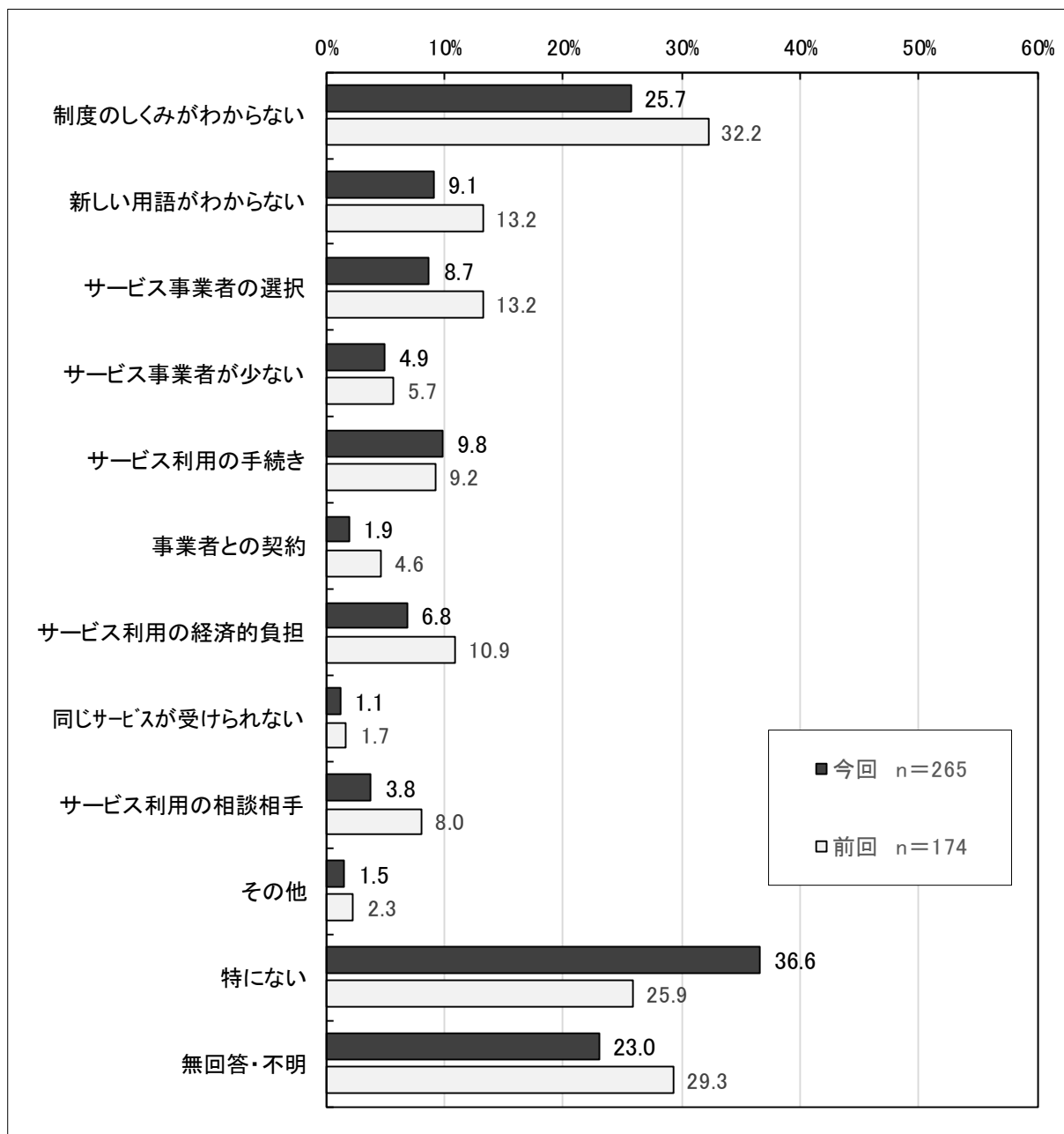
②障害福祉サービス以外で充実してほしいサービス

「日常生活自立支援事業」の17.0%が最も多く、「グループホーム等の家賃補助」13.6%が続きます。「特にない」との回答が45.7%と半数近くを占め、また、「無回答・不明」も23.0%と、各サービスの回答を上回っています。前回と比較し、「特にない」の回答が増加しており、サービスの回答では、ほぼ同様の回答となっています。



## ③障害福祉サービスの利用について困っていること

最も多いのが「制度のしくみがわからない」の25.7%で、その他の回答はいずれも10%未満になっています。「特にない」の回答は36.6%と4割弱を占め、「無回答・不明」も23.0%となっています。前回と比較し、困っている内容の回答は全体的に少なくなっており、「特にない」が大きく回答を伸ばしています。

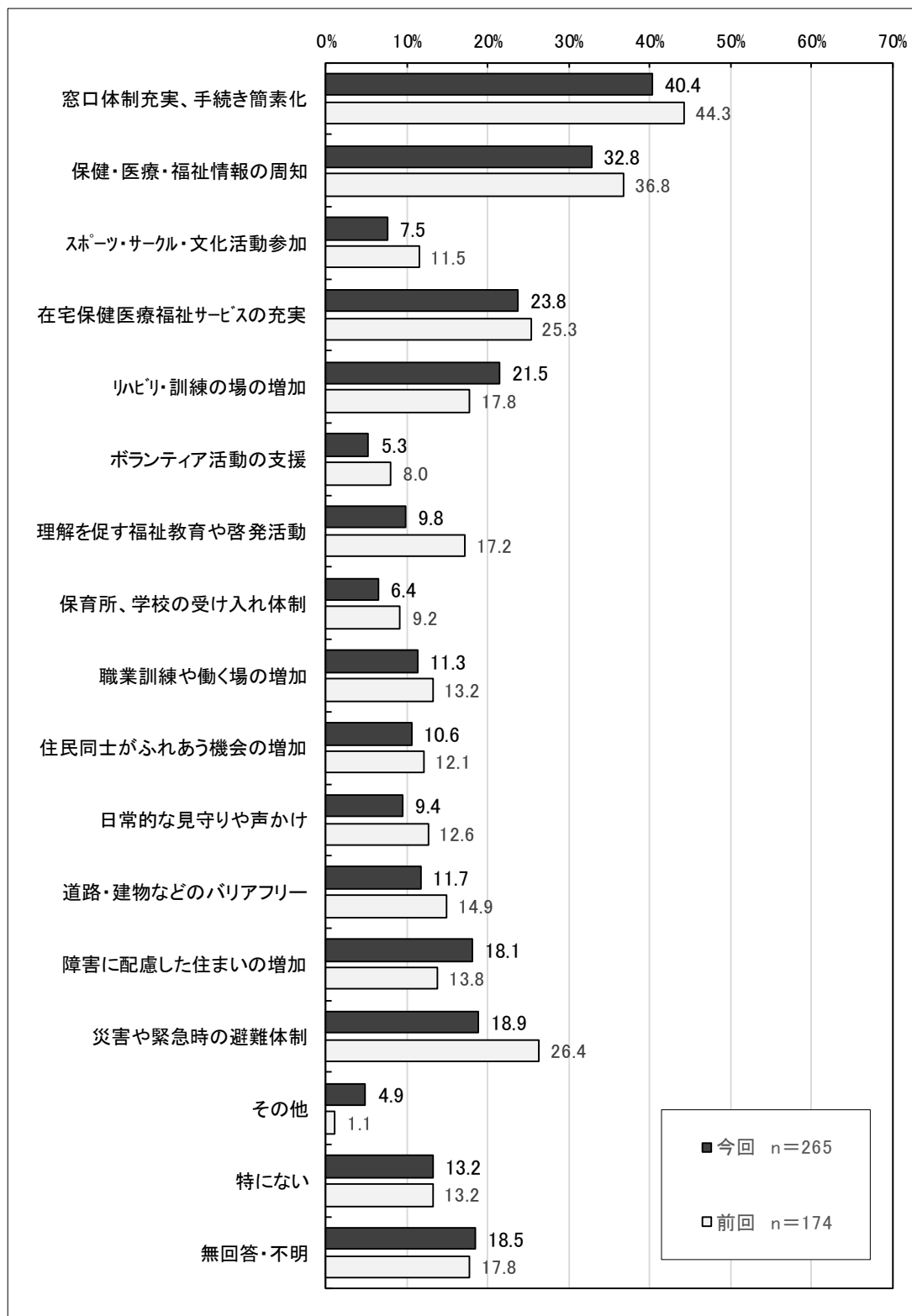


(6) 障害者施策について

①暮らしやすい町になるために必要なこと

最も多いのが「窓口体制充実、手続き簡素化」の40.4%で、「保健・医療・福祉情報の周知」32.8%、「在宅保健医療福祉サービスの充実」23.8%、「リハビリ・訓練の場の増加」21.5%と続きます。

前回と比較し、全体的に回答が少なくなっています。前回から回答が増加しているのが「リハビリ・訓練の場の増加」「障害に配慮した住まいの増加」があげられます。

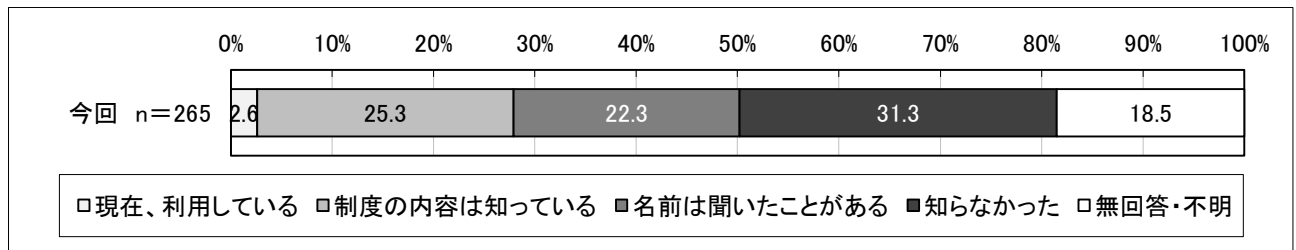


(7) 成年後見制度について

今回の調査で、新しく加えられた設問です。

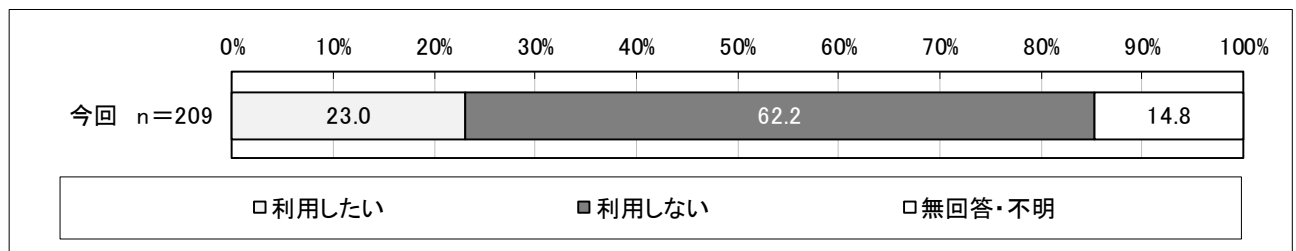
①成年後見制度の認知状況について

成年後見制度については、「知らなかった」が31.3%で最も多く、「制度の内容は知っている」25.3%、「名前は聞いたことがある」22.3%と続き、「現在、利用している」は2.6%となっています。



②利用希望の有無

「現在、利用している」以外に回答した方への質問です。「利用しない」が62.2%を占め、「利用したい」は23.0%に留まっています。

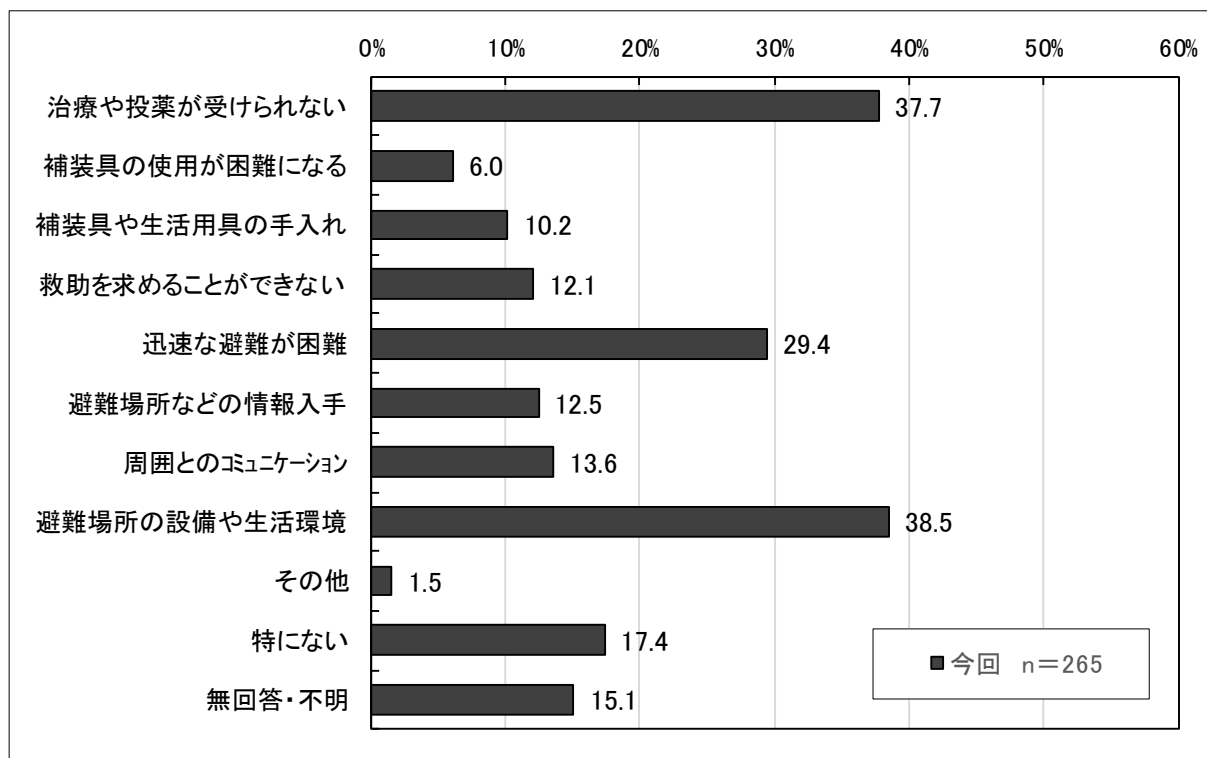


(8) 災害時の避難について

同様に、今回調査で新しく加えられた設問です。

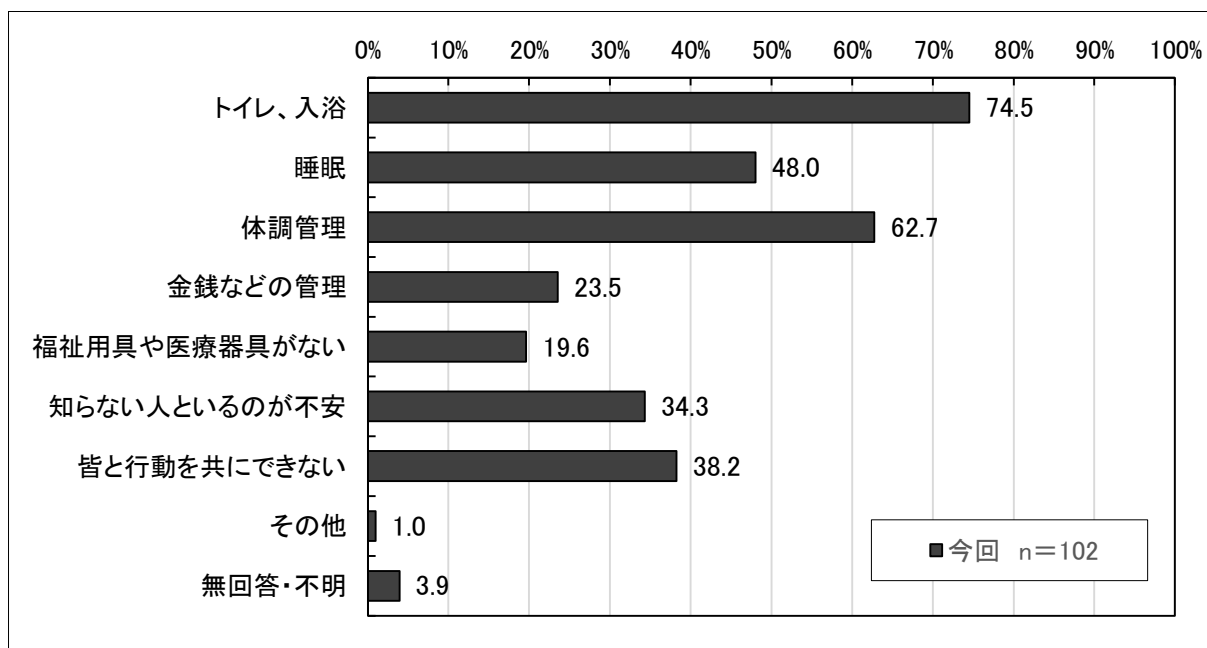
①災害時に困ること

最も多いのが「避難場所の設備や生活環境」の38.5%で、「治療や投薬が受けられない」37.7%、「迅速な避難が困難」29.4%と続きます。「特にない」「無回答・不明」を除くその他の回答は、いずれも15%未満に留まっています。



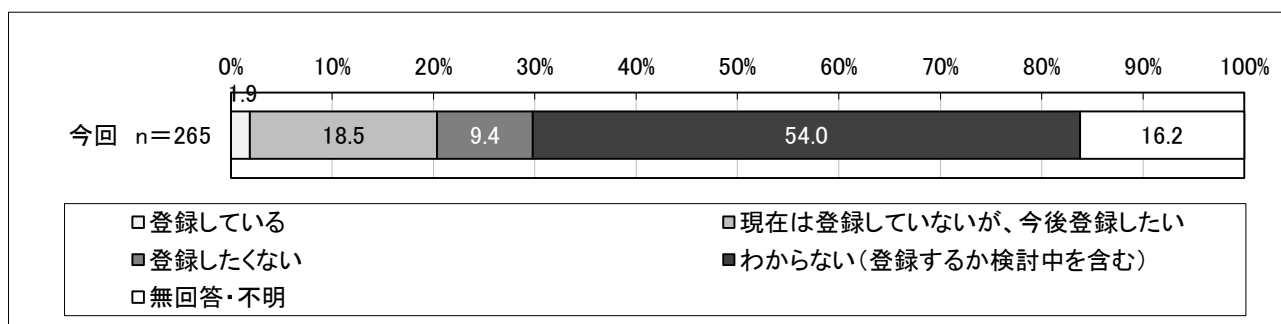
②「避難場所の設備や生活環境」で具体的な不安の内容

前問で最も多い回答の「避難場所の設備や生活環境」について、具体的な不安内容を聞いた設問です。最も多いのは「トイレ、入浴」の74.5%で、「体調管理」62.7%、「睡眠」48.0%と続きます。



③避難行動要支援者名簿への登録状況

最も多いのが「わからない（登録するか検討中を含む）」の54.0%で、「現在は登録していないが、今後登録したい」18.5%と続きます。また、「登録している」は1.9%とごくわずかになっています。



## 第3章 計画の基本方向

### 1 基本理念

国の「障害者基本計画（第4次）」では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられており、障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力で自己実現できるように支援することと、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを障害者施策の基本方向としています。

#### ■障害者基本計画（第4次）の基本理念

条約（障害者の権利に関する条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

「大郷町総合計画」では“～「自力」一人ひとりが考え行動し未来を創るまちづくり～”という基本理念のもと、健康・福祉分野においては“町民が安心して暮らせる健康なまち”を基本目標に掲げ、各種の福祉施策の展開を図ってきました。

障害福祉においては、“障がい者（児）が、住み慣れた地域社会の中で豊かな日常生活を送れるように生活環境の整備促進や支援体制の充実を図ります”という基本方針のもと、5つの主要施策の推進を図ってきました。

#### ■「大郷町総合計画」における障害福祉の主要施策

- 障がい者（児）に対する正しい知識や理解を深めるために啓発活動や教育を通じて、「地域で支え合う」町民意識の醸成に努めます。
- 関係機関と連携しながら、事業主への啓発を促進し、福祉的就労機会の確保等、障がいの特性に応じた雇用・就労の創設支援に努めます。
- 障がい者（児）の社会参加を促進するため、スポーツや文化活動、地域活動の機会の充実に努めます。ボランティア活動やふれあいの機会など、地域を挙げた交流の促進に努めます。



- 地域での暮らしを支援するとともに、自立に向けた生活支援体制の構築や生活環境の整備に努めます。日中活動の場とグループホームの確保に努めるとともに、日常生活用具の給付や移動の支援など地域生活支援事業を推進します。
- 関係機関・医療機関と連携し、障がいの早期発見・早期治療を促す保健事業、医療・機能回復訓練などの支援に取り組みます。各種サービスの利用を支援するための相談支援体制の充実に努めます。  
(大郷町総合計画より抜粋)

平成30年度に策定した前回計画では、『地域で自分らしい生活を安心して送れる社会』という基本理念のもと、7つの基本方針を設定して計画の推進に取り組んできました。

基本方針1：「ノーマライゼーション」の推進―【啓発、広報】

基本方針2：地域でともに支え合う体制の整備―【相談、連携、保健・医療】

基本方針3：自立した生活の支援―【福祉サービス、生活支援】

基本方針4：地域でともに学ぶ教育・育成の充実―【保育、教育】

基本方針5：雇用・就業の確保―【雇用、就業】

基本方針6：安全・安心な生活環境の整備―【生活環境の整備】

基本方針7：一人ひとりが活躍できる環境の整備―【生涯学習、スポーツ】

この基本理念は、本町の障害福祉施策の考え方を踏まえたものであり、また、国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことにも通ずる内容であるため、本計画においても、前回計画の基本理念を踏襲し、基本理念を以下の通りに設定します。

## <基本理念>

地域で自分らしい生活を安心して送れる社会

## 2 基本方針

---

### (1) 基本方針

『地域で自分らしい生活を安心して送れる社会』という基本理念のもと、障害者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障害者を取り巻くあらゆる場面において、自立や社会参加に向けた支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めていかなければなりません。

そこで、本計画における基本目標については、基本的に平成30年度に策定した前回計画の内容を継承していくこととし、計画の見直しに際して基本方針の整理を行いました。

#### <基本方針>

基本方針1：「ノーマライゼーション」の推進—【啓発、広報】

基本方針2：地域でともに支え合う体制の整備—【相談、連携、保健・医療】

基本方針3：自立した生活の支援—【福祉サービス、生活支援】

基本方針4：地域でともに学ぶ教育・育成の充実—【保育、教育】

基本方針5：雇用・就業の確保—【雇用、就業】

基本方針6：安全・安心な生活環境の整備—【生活環境の整備】

基本方針7：一人ひとりが活躍できる環境の整備—【生涯学習、スポーツ】

### (2) 施策展開における基本的な視点

#### 視点1 ライフステージに沿った施策の展開

障害者施策は、保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障害者が、ライフステージの各段階において、適切な支援を受けるためには、支援する側の担い手が各分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。

障害者のライフステージに沿った分野横断的な施策展開の推進が求められます。

#### 視点2 地域みんなで支えるしくみづくり

障害者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、公的サービスだけでは障害者の自立と社会参加を支えていくことはできません。

「自分でできることは自分で」、「地域でできることは地域で」、「自分や地域でできないことを公共が支える」を基本に、地域ぐるみのまちづくりを進めていくことが求められます。

## 3 施策体系

基本理念 地域で自分らしい生活を安心して送れる社会

基本方針		施策の方向	
基本方針 1	「ノーマライゼーション」の推進【啓発、広報】	①啓発活動の推進 ②広報活動の充実 ③交流機会の拡大 ④福祉教育の充実 ⑤地域福祉の推進	
基本方針 2	地域でともに支え合う体制の整備【相談、連携、保健・医療】	①相談体制の充実 ②権利擁護の推進 ③障害者団体の活性化 ④まちづくり活動への参画の促進 ⑤保健・医療サービスの充実 ⑥経済的な支援の充実	障 害 児 福 祉 計 画
基本方針 3	自立した生活の支援【福祉サービス、生活支援】	①障害福祉サービスの充実 ②地域生活支援の充実	
基本方針 4	地域でともに学ぶ教育・育成の充実【保育、教育】	①特別支援教育体制の確立 ②小中学校の特別支援教育の充実 ③就学前教育・保育の充実	
基本方針 5	雇用・就業の確保【雇用、就業】	①一般就労の促進 ②行政における障害者雇用対策の強化 ③福祉的就労の促進	
基本方針 6	安全・安心な生活環境の整備【生活環境の整備】	①障害者にやさしい公共空間の整備 ②暮らしやすい住宅づくりの促進 ③外出手段の確保 ④円滑なコミュニケーションの支援 ⑤生活安全対策の推進	
基本方針 7	一人ひとりが活躍できる環境の整備【生涯学習、スポーツ】	①生涯学習機会の拡大 ②スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	

## 4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障害者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、主に本計画における基本目標の2～4に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

### ◇障害者総合支援法のサービス体系

#### 【自立支援給付】

<b>介護給付</b>	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 ○自立生活援助(平成30年度から) ○生活介護 ○療養介護 ○短期入所 ○施設入所支援	<b>訓練等給付</b>	○自立訓練(機能訓練・生活訓練) ○就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型) ○就労定着支援(平成30年度から) ○共同生活援助(グループホーム)
<b>相談支援</b>	○計画相談支援 (サービス等利用計画の作成) ○地域移行支援 ○地域定着支援	<b>自立支援医療</b>	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
<b>補装具</b>	つえ、車いす等の補装具の購入・修理・貸与の費用の支給		

#### 【地域生活支援事業】

必須事業		
○理解促進研修・啓発事業	○自発的活動支援事業	○相談支援事業
○成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度法人後見支援事業	○意思疎通支援事業
○日常生活用具給付事業	○手話奉仕員養成研修事業	○移動支援事業
○地域活動支援センター		
任意事業		
その他の地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき、本町において実施が必要と判断される事業		

### ◇児童福祉法のサービス体系

障害児通所支援	障害児相談支援	障害児入所支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・保育所等訪問支援</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援(平成30年度から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援利用援助</li> <li>・継続障害児支援利用援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型障害児入所施設</li> <li>・医療型障害児入所施設</li> </ul> ※県が実施主体

## 第2編 障害者基本計画



## 基本方針1：「ノーマライゼーション」の推進【啓発、広報】

---

### (1) 啓発活動の推進

#### 【現状と課題】

昭和56年の「国際障害者年」とその後の「国連・障害者の十年」を契機として、障害者や障害者福祉についての関心や理解が高まり、「ノーマライゼーション」の理念が普及してきました。

平成16年に障害者基本法が改正され、障害者への差別禁止規定の明文化や、「障害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(12月3日～9日)へ拡充されています。

アンケート調査の「普段の生活で特に困ったり、不安に思っていること(複数回答)」について、「特別な目、差別」は5.3%となっています。

#### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

障害者や障害者福祉のことを町民がより深く理解するためには、障害のある人とない人の日常的な交流・ふれあいを一層拡大していくことが最も重要です。障害のある人とない人がともに参画し、楽しめる行事・イベント・学習会等の企画・実施に努めます。

### (2) 広報活動の充実

#### 【現状と課題】

町広報紙やインターネットホームページなどに、「障害者の日」や「障害者週間」活動の予定や結果報告を積極的に掲載しています。また、防災無線による周知啓発に努めています。

アンケート調査の「障害のある人が暮らしやすい大郷町となるために必要なこと(複数回答)」について「保健・医療・福祉情報の周知」は32.8%と高い比率となっています。このことから引き続き、必要な情報を周知していく必要があります。

#### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

障害者週間にあわせて、町広報紙や議会だより、社協だよりで障害者福祉制度の紹介や町内の障害者や事業者からの声を積極的に掲載します。

また、障害者やその家族に向けた障害福祉サービスの情報について、圏域での情報発信を図ります。

### (3) 交流機会の拡大

#### 【現状と課題】

アンケート調査の「障害のある人が暮らしやすい大郷町となるために必要なこと(複数回答)」について「住民同士がふれあう機会の増加」は10.6%となっています。

障害者や障害者福祉のことを町民全体が深く理解するために、障害者との日常的なふれあい・交流の場を拡大していくことが必要です。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者を対象にした行事・イベント・学習会等に障害のない人の参加を促進していくことに努めます。

（4）福祉教育の充実

【現状と課題】

アンケート調査の「障害のある人が暮らしやすい大郷町となるために必要なこと（複数回答）」について「理解を促す福祉教育や啓発活動」は9.8%となっています。

本町では、1つの小学校、1つの中学校があり、それぞれ特別支援学級があります。福祉教育については、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ学校づくりや、共生の態度や能力を育成し福祉の心を育てていくことが課題といえます。

また、こうした子どもたちへの福祉教育に加え、生涯学習のあらゆる機会を通じて、町民一人ひとりの福祉教育を推進していくことが求められます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

学校での福祉教育については、特別活動の時間や「総合的な学習の時間」などを活用しながら、障害者の置かれている社会的な課題や、障害者福祉の理念、制度などの理解を深め、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めながら、心の教育を実践していきます。また、福祉分野への進路を希望する生徒への適切な相談・指導に努めます。

さらに、講座や学習会の開催など、町民を対象とする各種福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚を図ります。

（5）地域福祉の推進

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民が日頃から障害者を支えていくことが重要です。

本町では、行政区や老人クラブなどの地域団体、社会福祉協議会、民生・児童委員、身体・知的障害者相談員、JAをはじめ各種団体や地域住民などが、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動を展開しています。また、社会福祉協議会ではボランティア活動の情報把握・提供、啓発普及や活動機会の提供、活動する個人団体への支援などを実施しています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も、町、社会福祉協議会が中心となり、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、これまで活動に参加したことのない町民のボランティアへの参画を促進していきます。



## 基本方針2：地域でともに支え合う体制の整備【相談、連携、保健・医療】

### (1) 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解して適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

アンケート調査の「本人の日常生活などについて相談する機関（複数回答）」については、「役場」が40.8%と最も多く、「医療機関」が32.1%、「通所施設・作業所」が21.1%と続き、「相談する人はいない」は10.9%となっています。また、「相談窓口について必要なこと（複数回答）」については、「いつでも相談できること」（41.9%）や「専門的な相談ができること」（40.8%）、「相談に行きやすい、近い」（36.6%）などが上位となっています。さらに、「障害のある人が暮らしやすい大郷町となるために必要なこと（複数回答）」について「窓口体制充実、手続き簡素化」が40.4%と最も多い回答となっています。

専門的な相談を行う中心的な機関となっている「地域支援センターぱれっとよしおか」、「仙台保健福祉事務所黒川支所」と地域自立支援協議会が連携して相談を受けています。

また、保健福祉課を中心に庁内各課、社会福祉協議会などが連携し、相談を受けています。

さらには、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生・児童委員、人権擁護委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

そのために、保健福祉課が障害者支援の第一義的な窓口となり、地域で安心した生活が送れるよう、当事者や家族に対する相談体制の充実と相談関係機関相互の連携強化に努めます。

今後は、障害福祉サービス利用者が増加し、地域移行・地域定着が進み、相談支援の重要度が高まっていくことが見込まれます。このため、相談支援体制の強化に向けて、「サービス利用計画」作成の体制確保と基幹相談支援事業の機能強化に努めます。また、「サービス利用計画」の作成に向け、「ぱれっとよしおか」、「るーぶ大郷」等の相談支援事業所との連絡調整を図りながら、計画内容の充実に努めます。

各相談場所では、様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。

また、相談支援については、委託先の「ぱれっとよしおか」の職員の配置・増員等について、体制強化が図れるよう今後とも支援に努めます。

## (2) 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

アンケート調査の「成年後見制度の認知状況」について、「現在、利用している」は2.6%であり、「知らなかった」が31.3%と最も多く、「名前は聞いたことがある」が22.3%、「制度の内容は知っている」は25.3%となっています。このことから制度周知のためのパンフレット等を作成し、広く周知に努める必要があります。

障害特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった権利侵害の防止・救済など、障害者の権利を守るしくみの強化が求められています。

障害者の権利を守るしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。また、サービスの質を確保するために、第三者評価や苦情相談などのしくみも制度化されています。

「日常生活自立支援事業」については、初期の相談を社会福祉協議会が受け、「みやぎ地域福祉サポートセンターまもりーぶ」につないでいます。

「成年後見制度」については、民法上の規定で、家庭裁判所に申し立てを行い、手続きをするもので、身寄りのない障害者が利用する場合の「成年後見制度利用支援事業」が、地域生活支援事業の必須事業となっています。

こうした制度の活用を促進しながら、障害者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが重要となっており、障害者虐待防止法の施行への対応も求められています。

### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者虐待の取り組みは福祉部門だけでなく、労働、教育分野等の各関係機関との連携が大切です。虐待を未然に防ぐ取り組みを強化し、虐待の通報があった際には迅速な対応ができるように、関係機関と連携した体制づくりに努めます。

また、知的、精神障害者のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結が適切に行われるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援します。

今後とも、地域自立支援協議会、関係機関と連携しながら、障害者の尊厳に対する教育・啓発を強化するとともに、権利擁護や虐待防止の周知・体制づくりに努めます。

## (3) 障害者団体の活性化

### 【現状と課題】

本町には、障害者の当事者や家族の団体として、「手をつなぐ親の会」、「精神障害者クラブすみれ会」などがあります。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消、情報交換、交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改善を要望し、実現につなげたりといった役割もあります。近年は、このような団体がサービス提供主体となるケースも増えています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者団体は、障害者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も障害者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。

また、身体障害、知的障害、精神障害の各団体間の相互交流を促進していきます。

（4）まちづくり活動への参画の促進

【現状と課題】

「ノーマライゼーション」の実現のためには、障害者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障害のある人とない人が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後、町で実施される各種施策・事業について、可能な限り障害者の参画を促進します。

また、障害者自身が他の障害者を支援する「ピアサポート」活動など、障害者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。

（5）保健・医療サービスの充実

①地域医療体制・リハビリテーションの充実・促進

【現状と課題】

現在、黒川郡では、一次医療の確保と地区住民の救急体制を、公立黒川病院に託しています。今後とも、障害者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障害の防止・軽減に向けた周産期医療や乳幼児医療、様々な症状の障害児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障害の軽減のための高次救急医療などを充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者医療費助成制度」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院公費負担）」の適切な利用を図っていくことが求められます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害の予防医療の充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに向け、医師会や県などと連携しながら、医療従事者への障害者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医療機関の整備・充実や医師等の確保など、医療体制の高次・専門化を促進していきます。

リハビリテーションについては、医療機関や介護サービス事業所、県・町が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練、身体障害者・難病患者のリハビリテーション、精神保健のデイケアなどの充実を図ります。

また、障害の軽減や身体機能の改善、医療に係る経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進していきます。

## 第2編 障害者基本計画

### ②心と体の健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

障害者施策としての地域保健には、障害の原因となる病気を予防すること、障害を早期に発見して治療やリハビリテーションにつなげること、障害者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障害や病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策と、不安・ストレスなどのメンタルヘルス対策、自殺予防対策を重点に取り組みます。これらの施策は町民全体を対象とするものですが、障害者一人ひとりの健康の維持・増進につながる対応に努めます。

### ③乳幼児期の保健・障害児療育の充実

#### 【現状と課題】

乳幼児期における疾病や障害の早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

また、障害児やその家族のニーズに沿った適正なサービス等が提供できる体制を整備する必要があります。

本町において、療育手帳は中学生による新規申請が増加しています。年齢が上がるにつれて、学業の遅れが顕著になり、教諭からの勧めにより申請するケースが増えています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めます。

また、発達の遅れや障害などの心配がある子どもには障害児通所支援など、個別やグループによる訓練・療育、相談サービスの利用を促進します。

なお、医療的ケアを必要とする障害のある子どものための支援体制や重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所等の確保などについて、地域自立支援協議会や関係機関と連携して、圏域での適切なサービス提供が行えるよう検討します。

相談支援事業者、障害児相談支援事業者と連携して、障害のある子どものサービス利用等のため、障害児支援利用計画の充実化を図ります。

### ④心身障害者（児）医療費助成

#### 【現状と課題】

1～2級と3級の内部障害のある身体障害者（児）と重度知的障害者（児）に医療費自己負担分を助成しています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も引き続き制度の周知を図るとともに、適切に助成を行っていきます。

## (6) 経済的な支援の充実

### ①障害年金

#### 【現状と課題】

国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給を行っています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も国の制度に沿って適切に支給を行っていきます。

### ②特別障害者手当等

#### 【現状と課題】

所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当の支給を行っています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も引き続き制度の周知を図るとともに、適切に支給を行っていきます。

### ③宮城県心身障害者扶養年金

#### 【現状と課題】

保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給するものです。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

年金に加入し掛金を積み立てることが必要となるため、制度の周知を図るとともに、利用の促進を図っていきます。

## 基本方針3：自立した生活の支援【福祉サービス、生活支援】

---

### (1) 障害福祉サービスの充実

#### 【現状と課題】

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位でのサービス提供を基本としており、障害者が自らサービスを選択して、契約を交わした後にサービスを利用する形で、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付事業を行っています。

アンケート調査の「障害福祉サービスの利用について困っていること（複数回答）」については、「制度のしくみがわからない」が25.7%と最も多く、「サービス利用の手続き」が9.8%、「新しい用語がわからない」が9.1%、「サービス事業者の選択」が8.7%などとなっています。なお、「特になし」が36.6%となっています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害福祉サービスについて適切な利用が行われるよう、制度について広く周知に努めます。

障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）や補装具費の支給等の円滑な提供を図ります。

また、障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

### (2) 地域生活支援の充実

#### 【現状と課題】

障害者が、自立した日常生活を送ることができるように、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、日常生活用具給付事業など、実情に応じた事業・サービスを行っています。

今後は、地域共生社会の実現に向けた支援として、地域で自立した生活が送れるような体制づくりを整備していくことが求められます。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者総合支援法以外の任意事業については、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。また、施設入所者の地域生活への移行を支援し、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築については圏域での体制整備を図ります。

## 基本方針4：地域でともに学ぶ教育・育成の充実【保育、教育】

---

### (1) 特別支援教育体制の確立

#### 【現状と課題】

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害を含めて支援が必要な子どもたちの教育については、「特別支援教育」が平成19年度から本格実施されています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も、特別支援学校における実施体制の確立に努めます。

### (2) 小中学校の特別支援教育の充実

#### 【現状と課題】

町内の各小中学校では、障害や発達の遅れで支援が必要な児童・生徒の学びを支援するため、特別支援学級を設置しており、令和2年12月現在、小学生が16人、中学生が4人通学しています。

今後は、支援が必要な子どもの増加を踏まえ、支援体制の確保と、地域でともに学び育つ教育のニーズへの対応が課題といえます。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も、「特別支援教育コーディネーター」を中心に、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。そのために、支援が必要な子どもすべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。

支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、必要に応じて補助員の配置を促進していきます。

### (3) 就学前教育・保育の充実

#### 【現状と課題】

本町では令和2年12月現在、町内の「すくすくゆめの郷こども園」に219人が通園しています。障害や発達の遅れで支援が必要な幼児を可能な限り受け入れる体制を確保し、障害のある子どもない子ども、ともに地域で育つ環境づくりに努めています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も、教諭や保育士、指導員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を促進していきます。また、障害児の教育・保育について、すくすくゆめの郷こども園と、小学校、特別支援学校、役場の関連各課（教育委員会、保健福祉課）、県の関係機関の連携強化に努めます。

## 基本方針5：雇用・就業の確保【雇用、就業】

---

### (1) 一般就労の促進

#### 【現状と課題】

障害者の一般雇用については働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「宮城障害者職業センター」などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

雇用の底上げについては、法定雇用率制度があり、常用労働者数45.5人以上の民間企業の法定雇用率は2.2%となっています。職場適応への支援については、試行雇用期間の「トライアル雇用」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、正式雇用後の「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあります。障害福祉サービスの就業移行支援事業等から一般就労につながるように、障害者就業・生活支援センターや福祉施設、地域自立支援協議会などと連携を図って取り組んでいくことが重要です。

アンケート調査の「普段の生活で特に困ったり、不安に思っていること（複数回答）」について、「十分な収入がえられない」が16.6%、「働けない（就労できない）」が8.3%、「職業が限られる」が5.3%となっています。

障害者雇用についての事業所の理解は、まだ十分とはいえず、社会経済状況の影響も受けやすい面がありますが、こうした各種制度の活用を促進しながら、町内・近隣市町での障害者雇用を一層強化していくことが求められます。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

県やハローワーク、地域自立支援協議会就労ネットワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間（毎年9月）」を中心に、障害者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者には雇用や就業移行支援への積極的な協力を要請していきます。

また、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を働きかけ、圏域内の障害者就業・生活支援センターわ〜く等の関係機関と連携して、職場定着率の向上や就業支援のための基盤の強化を促進していきます。

さらに、福祉施設利用者の一般就労への移行を推進するため、商工会などと連携しながら相談や情報提供などを行い、適正なサービスの支給を図ります。

### (2) 行政における障害者雇用対策の強化

#### 【現状と課題】

役場をはじめとする公的機関は、障害者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められます。国で定められた地方公共団体の障害者法定雇用率は、常用労働者の2.3%以上となっています。本町役場においても、法定雇用率は達成しています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も、行政自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障害者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。



### (3) 福祉的就労の促進

#### 【現状と課題】

障害福祉サービスでは、「就労移行支援」や「就労継続支援」があります。利用者が意欲的に活動し、提供側も安定したサービス提供ができるように、サービス事業者の努力だけでなく、新たな仕事、製品づくりについて、行政や地域が協力していくことが求められます。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

町では、町内・近隣の各施設において、障害者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障害者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。

また、町民・企業・行政が、障害者に適した業務を発注したり、授産品を活用したりすることを積極的に促進します。

また、就業継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、特別支援学校卒業者や一般企業に雇用されることが困難な方への情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。

さらに、就労移行支援等を活用した一般就労への移行を推進し、適正なサービス支援に努めます。

## 基本方針6：安全・安心な生活環境の整備【生活環境の整備】

---

### (1) 障害者にやさしい公共空間の整備

#### 【現状と課題】

道路や公園、公共建築物の段差解消、障害者用トイレ、障害者用駐車場、エレベーター、手すりの設置など、バリアフリーに配慮した取り組みが進められてきました。高齢者や身体障害者への対応に偏重し、知的障害者、精神障害者、外国人、子ども、子ども連れなど、すべての利用者に配慮するユニバーサルデザインの考え方をさらに取り入れて進めていくことが課題となっています。

アンケート調査の「障害のある人が暮らしやすい大郷町となるために必要なこと（複数回答）」について「道路・建物などのバリアフリー」と回答した方は11.7%となっています。

本町においても、障害者が安心して外出し、憩い、ふれあうことができる公共空間づくりが一層強く求められています。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も、道路や公園、公共建築物などについて、障害者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、民間公益施設についても改善への協力を要請していきます。こうしたバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、可能な限り直に障害者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

## (2) 暮らしやすい住宅づくりの促進

### 【現状と課題】

アンケート調査の「障害のある人が暮らしやすい大郷町となるために必要なこと(複数回答)」について「障害に配慮した住まいの増加」と回答した方は18.1%となっています。

暮らしやすい住宅は、在宅の障害者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障害者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

住宅改修費の助成などについて適宜制度の見直し等を行い、暮らしやすさの確保・充実を図ります。

また、障害者が積極的に外出し、地域で生活できるよう、公共建築物及び公共的民間建築物について障害者や高齢者などの利用に配慮した整備を促進し、建築主や建築士、町民への周知を図ります。

## (3) 外出手段の確保

### 【現状と課題】

アンケート調査の「外出時に支援が必要か」について「いつも支援が必要」は25.8%となっています。また、「外出時、支援が必要な場合の対処法(複数回答)」については、「家族の付き添い」が79.6%と最も多く、次いで「移動支援サービス利用」が22.2%となっています。

住民バス、タクシー、JRなど、公共交通機関は、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の配慮が求められます。

一方、障害者の外出支援策については、地域生活支援事業の移動支援事業や、町社会福祉協議会による福祉有償運送が実施されています。また、国の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障害者の社会参加を促進するため、こうした制度の活用の促進が求められます。

### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

公共交通機関については、関係機関とともに、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。また、新たな移動支援の方法について検討し、交通手段の確保を図ります。

外出支援策については、障害者の状況や外出目的などに応じて、地域生活支援事業の「移動支援」などの事業を推進していきます。

## (4) 円滑なコミュニケーションの支援

### 【現状と課題】

アンケート調査の「普段の生活で特に困ったり、不安に思っていること(複数回答)」について「コミュニケーションがうまくとれない」は15.8%となっています。

視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者が自立し、豊かな地域生活を送るため、必要な時に必要な情報を入手できるよう、情報提供体制整備の推進・拡充を図ります。

(5) 生活安全対策の推進

【現状と課題】

アンケート調査の「災害時に困ること（複数回答）」については、「避難場所の設備や生活環境」（38.5%）や「治療や投薬が受けられない」（37.7%）、「迅速な避難が困難」（29.4%）などが上位であり、また、「避難行動要支援者名簿への登録状況」については、「登録している」は1.9%と少数であり、「わからない（登録するか検討中を含む）」が54.0%と過半数を占めています。

令和元年度台風19号による吉田川の決壊により、放課後等デイサービス事業所「めるくまー粕川みらい」が大きな被害を受け、一時的に大郷町文化会館を利用して運営しています。

平成23年3月の東日本大震災後、障害者など災害時要援護者対策の重要性がさらに高まっています。特に大規模災害時における初動活動においては、日頃からの地域での見守り活動が重要となります。本町では、防災マップを全戸に配布し、避難場所等の周知を図っていますが、自主防災組織や地域防災組織の育成等、地域ぐるみで防災対策を強化していくことが求められます。

また、近年社会経済情勢の変化が大きく、交通事故や消費生活などの安全面での不安が増大しており、地域ぐるみで防犯安全対策を強化していくことが求められます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

防災については、警察・消防署や消防団、自主防災組織などの関係機関と連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。

大規模な災害時において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する障害者や高齢者避難行動要支援者については、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時における避難行動要支援者台帳を作成しています。1年ごと台帳の更新を行い、区長や民生委員、地域包括支援センター、消防等に対し台帳を配布し、災害時の対応に備えており、今後は、避難行動要支援者の避難を支援する際に必要な「個別計画」の作成に向け、自主防災組織や福祉関係者との連携を図っていきます。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぎ安心・安全なまちづくりを進めます。

## 基本方針7：一人ひとりが活躍できる環境の整備【生涯学習、スポーツ】

---

### (1) 生涯学習機会の拡大

#### 【現状と課題】

障害者が地域の生涯学習活動に参加することは、障害者自身の生活の質（QOL）の向上や自己実現につながるだけでなく、町民同士の交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。このため、施設の段差や、開催情報の周知の不徹底など、参加にあたっての障壁を除去していくことが必要です。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

ハンディキャップを軽減し、町民の一員として様々な催しに楽しみながら参加できるような環境の推進に努めます。

### (2) スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

#### 【現状と課題】

本町では、スポーツ講座や自主グループ活動などで、障害の有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、町民体育館やB&G海洋センター・フラップ大郷21など町内の施設のバリアフリー化に努めていますが、障害者一人ひとりの心身の状況やニーズに応じて気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境は、十分とはいえません。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

障害者が積極的にスポーツに取り組めるように、設備や施設、指導員など推進体制の充実に努めます。

## 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画



## 第1章 障害福祉サービスの推進

### (1) 自立支援給付

#### 1) 訪問系サービス

##### ①訪問系サービス

##### ◇事業内容

①居宅介護	障害者（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者（児）または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。※県内には、重度障害者等包括支援を提供する事業所はありません。

#### 【実績及び今後の見込み】

（月単位）

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ （時間）	計画	100時間	110時間	110時間	100時間	100時間	100時間
	実績	101時間	96時間	84時間			
	達成率	101%	87%	76%			
利用実人数	計画	4人	5人	5人	10人	10人	10人
	実績	7人	10人	8人			
	達成率	175%	200%	160%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用延べ（時間）の令和2年度は新型コロナウイルスの影響があると考えられることから、令和3年度以降は、第5期（平成30年度～令和元年度）の最大値である約「100時間」と見込みます。同様に利用人数については「10人」と見込みます。

#### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後、若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

### 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

#### ②自立生活援助（平成30年度に新設されたサービス）

##### ◇事業内容

一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による支援を行います。

##### 【実績及び今後の見込み】

（月単位）

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	0人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

第5期（平成30年度～令和元年度）の利用はありませんでしたが、計画としては第6期もこれまでと同様に1人の利用を見込みます。

##### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

新設サービスであるため周知徹底を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

## 2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

#### ◇事業内容

常に介護を必要とする人に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

##### 【実績及び今後の見込み】

（月単位）

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ （人日）	計画	550人日	550人日	550人日	485人日	487人日	489人日
	実績	481人日	483人日	282人日			
	達成率	88%	88%	51%			
利用実人数	計画	25人	25人	25人	27人	27人	27人
	実績	24人	27人	27人			
	達成率	96%	108%	108%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用延べ（人日）の令和2年度は新型コロナウイルスの影響があると考えられることから、平成30年度から令和元年度の微増傾向が続くと考え、若干の利用拡大を見込みます。

一人あたり利用日数の平均は令和元年度実績の17.9日/人とし、上記利用延べ（人日）から利用実人数を算出し、見込値とします。



【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

②自立訓練

◇事業内容

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

機能訓練		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	—	—	—			
利用実人数	計画	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	—	—	—			

(月単位)

生活訓練		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	23人日	23人日	23人日	23人日	23人日	23人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	0%	0%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

機能訓練、生活訓練とも、第5期計画期間の利用は「0」となっています。生活訓練は平成29年度まで「1人」の利用があったことを考慮し、生活訓練は「1人」の利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

### 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

#### ③就労移行支援

##### ◇事業内容

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	26人日	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
	実績	8人日	15人日	12人日			
	達成率	31%	50%	40%			
利用実人数	計画	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	2人	1人	1人			
	達成率	100%	50%	50%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

第5期(平成30年度～令和2年度)の実績をもとに第6期の利用を見込むものとし、利用実人数は同期間の最大値である「2人」、利用延べ(人日)は一人あたりの延日数を15日として利用実人数を乗じて算出します。

##### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

#### ④就労継続支援(A型・B型)

##### ◇事業内容

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積み、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

##### 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

就労継続支援(A型)		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	65人日	80人日	96人日	79人日	91人日	102人日
	実績	58人日	68人日	59人日			
	達成率	89%	85%	61%			
利用実人数	計画	4人	5人	6人	7人	8人	9人
	実績	3人	6人	6人			
	達成率	75%	120%	100%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用実人数は増加傾向にあります。利用延べ（人日）の実績は、年度によって増減はあるものの、令和2年度は新型コロナウイルスによる影響も考えられます。第6期においては、これらを踏まえ微増傾向と見込みます。

（月単位）

就労継続支援（B型）		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ （人日）	計画	340人日	370人日	400人日	377人日	392人日	407人日
	実績	358人日	362人日	192人日			
	達成率	105%	98%	48%			
利用実人数	計画	20人	23人	25人	25人	26人	27人
	実績	24人	24人	21人			
	達成率	120%	104%	84%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用実人数及び利用延べ（人日）ともに年度によって増減があるものの、新型コロナウイルスによる影響も考えられることから第6期においては微増傾向を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

⑤就労定着支援（平成30年度に新設されたサービス）

◇事業内容

就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行います。

【実績及び今後の見込み】

（月単位）

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	0人	1人	1人	2人	2人	2人
	実績	1人	1人	1人			
	達成率	100%	100%	100%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

平成30年度に新設されたサービスで、これまで1人の利用がありました。今後はさらに1人の利用を見込むものとします。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

新設サービスであるため周知徹底を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

### 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

#### ⑥療養介護

##### ◇事業内容

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

##### 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	183人日	183人日	214人日	180人日	180人日	180人日
	実績	182人日	180人日	107人日			
	達成率	99%	98%	50%			
利用実人数	計画	6人	6人	7人	6人	6人	6人
	実績	6人	6人	6人			
	達成率	100%	100%	86%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

令和2年度は新型コロナウイルスによる影響が考えられますが、利用実人数及び利用延べ(人日)ともに概ね横這い傾向で推移しています。第6期においても同様の傾向が続くと見込みます。

##### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

#### ⑦短期入所

##### ◇事業内容

自宅で介護する人が病気の場合など、障害者(児)に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

福祉型		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	35人日	42人日	50人日	36人日	36人日	36人日
	実績	22人日	36人日	21人日			
	達成率	63%	86%	42%			
利用実人数	計画	5人	6人	7人	11人	11人	11人
	実績	10人	11人	8人			
	達成率	200%	183%	114%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用実人数は平成30年度に倍増しましたが、令和2年度は新型コロナウイルスによる影響などから減少に転じています。利用延べ(人日)は計画値を下回り、最大で月当たり3.3日/人となっています。これを踏まえ、第6期も同様の傾向が続くと想定し、利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

◇事業内容

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を行います。

【実績及び今後の見込み】

（月単位）

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	15人	15人	15人	16人	16人	16人
	実績	16人	16人	14人			
	達成率	107%	107%	93%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

第5期は概ね横這いで推移しており、第6期も同様の傾向が続くと想定し、利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

②施設入所支援

◇事業内容

夜間や休日における入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供します。

【実績及び今後の見込み】

（月単位）

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	13人	13人	12人	12人	12人	12人
	実績	13人	13人	12人			
	達成率	100%	100%	100%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

第5期は概ね横這いで推移しており、第6期も同様の傾向が続くと想定し、利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後は地域移行が推進できるよう検討し、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

4) 指定相談サービス

①計画相談支援

◇事業内容

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行います。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	12人	15人	15人	78人	84人	91人
	実績	62人	72人	58人			
	達成率	517%	480%	387%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

平成30年度に相談支援業務委託事業所が1か所増えて2か所になり、その後も増加傾向が続いています。第6期も同様の傾向が続くと想定し、利用の拡大を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

②地域移行支援

◇事業内容

施設や病院に長期入所していた人が地域で生活するための相談や住宅の確保、サービス事業所への同行支援等、地域に生活を移すための支援を行います。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	1人	1人	2人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

これまでの利用はないものの、共生社会に向けた取組として、今後の利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後は若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

③地域定着支援

◇事業内容

居住において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	1人	1人	2人	1人	1人	2人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

これまでの利用はないものの、共生社会に向けた取組として、今後の利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後は若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

5) 自立支援医療

◇事業内容

①更生医療	障害を軽くしたり回復させたりする手術を行うなど、身体障害者が更生するために必要な医療への給付を行います。
②育成医療	身体に障害のある児童または将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できる方が指定医療機関において受ける医療への給付を行います。
③精神通院医療	精神疾患（てんかんを含みます）で通院による治療を続ける必要がある方への医療費の給付を行います。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も引き続き制度の周知を図るとともに、適切に給付を行っていきます。

## 6) 補装具

### ◇事業内容

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、事前に申請して認められた場合、購入費や修理費を支給します。

平成30年4月からは、短期間の利用が想定される場合などで購入より貸与が適切と考えられる場合、一部の用具について貸与が認められています。

### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

宮城県リハビリテーション支援センター等の関係機関と連携して、利用者の状況に応じた適正な補装具の支給決定を行います。

## (2) 地域生活支援事業

### ①理解促進研修・啓発事業

#### ◇事業内容

地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深める研修会やイベントの開催や啓発活動などを行います。

### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

町・関係機関・団体等が中心となり、制度の趣旨及び障害者に対する社会的な理解等を醸成するため、各種研修会への参加、イベント参画等、あらゆるコンテンツを活用しながら啓発活動に努めます。

### ②自発的活動支援事業

#### ◇事業内容

地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。

### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

行政区やボランティア友の会等が中心となり、地域の見守りや交流活動などの支援に努めます。また、災害への備えとして災害援護者名簿を作成し、地域における自発的な支援が円滑になるよう、各行政区や関係団体等との連携強化に努めます。



③相談支援事業

◇事業内容

障害のある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

地域支援センターぱれっとよしおか、るーぶ大郷で実施します。

相談の専門員を設置し、障害者福祉に関する相談支援を行う“障害者相談支援事業”、一般的な相談に加え専門的な職員を配置し、困難ケース等への対応を強化する“機能強化事業”を行うほか、地域の障害福祉に関する協議の場となる自立支援協議会も開催します。

【実績及び今後の見込み】

(年間)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	計画	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所			
	達成率	100%	100%	100%			

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も利用者の利便性を考慮し、ニーズに応じたサービスが提供できるよう事業所と連携をとりサービス供給体制の充実・整備に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

◇事業内容

知的または精神障害者等で、成年後見制度の適用が必要な人に利用のための支援を行います。

【実績及び今後の見込み】

(年間)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	1人			
	達成率	0%	0%	100%			

各年度1人の利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

広報などで制度の周知を行い、相談や情報提供などを必要とする人に対し、事業の推進を図ります。

### 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

##### ◇事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

##### 【実績及び今後の見込み】

(年間)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

これまで利用者はないものの、各年度1人の利用を見込みます。

##### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

広報などで制度の周知を行い、相談や情報提供などを必要とする人に対し、事業の推進を図ります。

#### ⑥意思疎通支援事業

##### ◇事業内容

聴覚障害により意思疎通を図ることに支障のある身体障害者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

##### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

関係機関等と協働、連携し、利用者のニーズに応じてサービスを提供できる体制を確保します。

#### ⑦手話奉仕員養成研修事業

##### ◇事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

##### 【施策の基本的方向（施策の展開）】

関係機関等と連携し、研修体制の整備に努めます。

## ⑧日常生活用具給付事業

## ◇事業内容

原則として、在宅の障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

## 【実績及び今後の見込み】

(年単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活 支援用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	2件	1件			
	達成率	0%	200%	100%			
情報・意思 疎通支援用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	1件	0件			
	達成率	0%	100%	0%			
排泄管理 支援用具	計画	220件	220件	220件	220件	220件	220件
	実績	202件	209件	171件			
	達成率	92%	95%	78%			
介護・訓練 支援用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	1件			
	達成率	0%	0%	100%			
在宅療護等 支援用具	計画	1件	1件	1件	2件	2件	2件
	実績	2件	2件	0件			
	達成率	200%	200%	0%			
住宅改修費 助成事業	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件			
	達成率	0%	0%	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

排泄管理支援用具の利用は200件前後と概ね横這い傾向で推移しており、他の用具についても概ね同様の傾向にあります。第6期計画においても第5期計画と同様の利用を見込みます。

## 【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

◎移動支援

◇事業内容

屋外での単独移動が困難な障害のある人等の外出について支援します。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	2人	2人	3人	3人	3人	3人
	実績	2人	1人	2人			
	達成率	100%	50%	67%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用実人数は概ね横這い傾向で推移しています。第6期計画においても第5期計画と同様の利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

◇事業内容

創作活動または生産活動の機会の提供に加え、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援を行います。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、基盤整備を図ります。

## 第2章 障害児福祉サービスの推進

### (1) 障害児通所支援

#### ①児童発達支援

##### ◇事業内容

未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。

#### 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第1期			第2期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	15人日	15人日	15人日	27人日	27人日	27人日
	実績	12人日	20人日	14人日			
	達成率	80%	133%	93%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	4人	4人	4人
	実績	2人	3人	3人			
	達成率	200%	300%	300%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用実人数は増加傾向にあり、第2期も微増で利用を見込みます。また、利用延べ(人日)は、第1期の一人あたりの利用日数の最大値(平成30年度:6.7日/人)を利用実人数に乗じることにより利用見込みを算出します。

#### 【施策の基本的方向(施策の展開)】

今後も利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

#### ②放課後等デイサービス

##### ◇事業内容

就学している障害のある児童に、授業の終了後や長期休暇等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第1期			第2期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	250人日	250人日	250人日	304人日	317人日	330人日
	実績	228人日	279人日	200人日			
	達成率	91%	112%	80%			
利用実人数	計画	15人	15人	15人	24人	25人	26人
	実績	16人	22人	23人			
	達成率	107%	147%	153%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用延べ(人日)の令和2年度は、新型コロナウイルスの影響があると考えられることから、利用実人数、利用延べ(人日)とも、増加傾向にあると判断されます。第2期も同様の傾向が続くと考え利用拡大を見込みます。

【施策の基本的方向(施策の展開)】

今後も利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

③保育所等訪問支援

◇事業内容

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第1期			第2期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	1人日	1人日	2人日	1人日	1人日	1人日
	実績	1人日	1人日	0人日			
	達成率	100%	100%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	2人	1人	1人	1人
	実績	2人	1人	0人			
	達成率	200%	100%	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

利用者数は概ね横這い傾向で推移しており、第2期計画においても第1期計画と同様の利用を見込みます。

【施策の基本的方向(施策の展開)】

今後も若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

## ④居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新設サービス）

## ◇事業内容

重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

## 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第1期			第2期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ (人日)	計画	0人日	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	—	—	0%			
利用実人数	計画	0人	0人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	—	—	0%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

これまで利用はありませんが、第2期計画においても第1期計画と同様の利用を見込みます。

## 【施策の基本的方向（施策の展開）】

新設サービスであるため周知徹底を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

## (2) 障害児相談支援

## ①障害児相談支援

## ◇事業内容

サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

## 【実績及び今後の見込み】

(月単位)

		第1期			第2期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数	計画	5人	5人	5人	24人	24人	24人
	実績	18人	24人	18人			
	達成率	360%	480%	360%			

※R2年度は10月サービス提供分までの数値。

平成30年度に相談支援業務委託事業所が1か所増えて2か所になり、増減はあるものの利用者数は増加しています。第2期計画では実績最大値の24人の利用を見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

（3）医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整

◇事業内容

平成30年度に新設された医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の今後の見込量は、令和3年度以降の実人数を1名と見込みます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

圏域内市町村・関係機関と協議し、地域での医療的ケア児の相談支援体制や状況把握を図りつつ、令和3年度中に基幹相談支援センター内へコーディネーターを配置できるよう努めます。



## 第3章 計画の達成目標

「大郷町障害福祉計画（第6期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

### （1）施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和元年度末時点から令和5年度末までに1.6%以上の削減することを定めています。ただし、第5期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	12人	令和2年3月31日時点の数
第6期計画で求められる地域移行者数(B)	1人 (8.3%)	第6期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数
第5期計画の地域生活移行者の未達成人数(C)	1人	第5期計画における令和元年度末までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数(B+C)	2人 (16.7%)	令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者(D)	1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和5年度末時点の入所者数(E)	11人	令和5年度末の利用人員見込み (A - (B + C) + D)
【目標値】 施設入所者削減見込み数	1人 (8.3%)	差引減少見込数 (A - E)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和5年度 目標値
精神障害者の病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
精神病床の1年以上入院患者数	10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
退院率	3か月後 69%以上 6か月後 86%以上 1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

○大郷町における目標

国の指針では、令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。本町では、令和5年度末までに富谷市・黒川地域自立支援協議会において協議の場を設置し、引き続き検討を進めます。

項目	数値	考え方
医療、保健、福祉関係者による協議の場の設置	未設置	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 医療、保健、福祉関係者による協議の場の設置	設置	令和6年3月31日時点の数

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和5年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村または圏域ごとに1か所以上整備することを定めています。又、機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和元年度末の拠点数	1か所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の拠点数	1か所	令和6年3月31日時点の目標
【目標値】 運用状況の検証及び検討回数	年2回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

## ①一般就労への移行者数

国の指針では、令和5年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労への移行実績を、令和元年度の1.27倍以上にすることを定めています。ただし、第5期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を利用した令和元年度の年間一般就労者数 (A)	0人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
第6期計画で求められる令和5年度の年間一般就労者数 (B)	1人 (-%)	第6期計画の成果目標として求められる一般就労する人の数
第5期計画の年間一般就労者数の未達成人数 (C)	2人	第5期計画における令和元年度末までの未達成人数
<b>【目標値】</b> 就労移行支援事業等を利用した令和5年度の年間一般就労者数 (B+C)	3人 (-%)	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数

又、国の指針では、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和元年度の1.30倍以上、就労継続支援事業（A型）では令和元年度の1.26倍以上、就労継続支援事業（B型）では令和元年度の1.23倍以上にすることを定めています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方	
就労移行支援事業	令和元年度の年間一般就労者数	0人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
	<b>【目標値】</b> 令和5年度の年間一般就労者数	3人 (-%)	令和5年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業 (A型)	令和元年度の年間一般就労者数	0人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労した人の数
	<b>【目標値】</b> 令和5年度の年間一般就労者数	1人 (-%)	令和5年度において就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業 (B型)	令和元年度の年間一般就労者数	0人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労した人の数
	<b>【目標値】</b> 令和5年度の年間一般就労者数	1人 (-%)	令和5年度において就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労する人の数

### 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

#### ②就労定着支援事業利用者数

国の指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、70%以上が就労定着支援事業利用することを定めています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数 ※①の目標値	3人	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 令和5年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	3人 (100%)	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数

#### ③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、令和5年度において、町内の就労定着支援事業所のうち就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを定めています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和5年度末の町内の就労定着支援事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の町内の就労定着支援事業所数の予測
【目標値】 令和5年度末の町内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所数	1事業所 (100%)	令和6年3月31日時点の町内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所数

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

#### ①児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村または市町村圏域ごとに1か所以上設置することを定めています。

本町においては、令和2年度現在、黒川地域内に児童発達センターが1か所設置されており、引き続き、センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

項目	数値	考え方
令和元年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和6年3月31日時点の数

## ②保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市町村または圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和5年度末までに、市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本町においては、令和2年度現在、黒川圏域内に事業所が1か所設置されています。今後も町内事業所及び黒川圏域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築します。

項目	数値	考え方
令和元年度末の事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
<b>【目標値】</b> 令和5年度末の事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数

## ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本町においては、令和2年度現在、黒川圏域内に事業所が1か所設置されています。今後も町内事業所及び黒川圏域内事業所と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築します。

項目	数値	考え方
令和元年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
<b>【目標値】</b> 令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数
令和元年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
<b>【目標値】</b> 令和5年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

本町では、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、医療的ケアに関することを協議する場を設置していることから、関係機関と協議しながら、支援に関する連携体制の構築を進めます。

項目	数値	考え方
令和元年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置状況	設置済	令和2年3月31日時点の数
令和元年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	0人	令和2年3月31日時点の数
<b>【目標値】</b> 令和5年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	1人	令和6年3月31日時点の数

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

本町では、基幹相談支援センターが、その機能を担っていることから、引き続き、体制の充実に向け、富谷市・黒川圏域内で検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本町では、富谷市・黒川地域自立支援協議会がその機能を担っていることから、引き続き、体制の充実・強化に向け、富谷市・黒川圏域内で協議・検討をしていきます。

項目	数値	内容
令和元年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	設置済	令和5年度末までに市町村または圏域において協議の場を設置
<b>【目標値】</b> 令和5年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	2人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員等の参加人数の見込み

## 第4編 計画の推進にあたって





## 1 計画の推進における基本姿勢

---

### ○障害を理由とする差別の解消

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障害を理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

町では、これらの社会的障壁を取り除き、障害者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

### ○障害者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障害のある人の権利利益の擁護が図られています。

「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見した時の通報義務や、障害者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障害のある人の中には、その障害ゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障害のある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後町民後見人の育成、支援についても検討し、障害のある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

### ○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障害のある人が障害の特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるような量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価するしくみづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果（数値）目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

## 2 計画推進における役割分担

---

### ○障害のある人の自立と連携

障害のある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障害のある人同士、障害者団体、地域との交流及び連携を促進します。

### ○町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して町民への広報・情報提供の推進に努めます。

### ○地域社会の役割

障害があってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが大郷町民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

### ○町民の役割

町民一人ひとりが、障害や障害のある人に対する理解を深め、ともに生きる大郷町をつくり上げていくという認識のもと、障害のある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

### ○関係団体の役割

障害者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

### 3 計画推進に向けた多様な連携の推進

---

#### ○施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や町民・事業者ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課、事業者等による連絡調整等を十分に行います。

また、事業展開を円滑にするため、必要に応じ、事業者等との情報交換を定期的に行います。

#### ○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている自立支援協議会を活用し、障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

#### ○就労支援の強化

障害者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。このため、企業・事業所等における障害者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

#### ○切れ間のない支援体制づくり

個々の障害者の成長にともない、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

#### ○国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

#### ○財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

## 4 計画の進行管理体制

---

### (1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、大郷町障害者等地域自立支援協議会や地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。

※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

### (2) 庁内における進捗評価の体制

#### ○庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

#### ■庁内での定期的な進捗評価の実施

#### ○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

#### ■町職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

### (3) 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

特に相談事業はすそ野の広いサービスであり、地域自立支援協議会等と連携しながら、相談事業の中核を担う基幹型相談支援事業所の専門職員の確保等に努めます。

#### ■人材の育成と確保

#### ■専門職等の資質の向上・専門性の向上

## (4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

## 5 計画の普及・啓発の推進

---

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### ○地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、町民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

#### ■障害者支援制度の周知の強化

### ○障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

#### ■障害者ニーズの把握と取り組みへの反映



## 資料編





## ■大郷町障害者基本計画等推進協議会設置要綱

---

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく大郷町障害者基本計画（以下「障害者基本計画」という。）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく大郷町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく大郷町障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の進捗状況を管理し、総合的かつ計画的に推進するための協議の場として、大郷町障害者基本計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の推進及び評価に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体等の代表者
- (2) 保健・医療・福祉の関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要であると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

資料編

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。(大郷町障害福祉計画策定検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 大郷町障害福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成18年大郷町告示23号)は廃止する。(経過措置)
- 3 最初に委嘱された委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則(平成25年告示第28号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成29年告示第101号)

この告示は、平成29年12月19日から施行する。

## ■大郷町障害者基本計画等推進協議会委員

所属団体等	氏名	備考
大郷町社会福祉協議会	大友 敏夫	会長
社会福祉法人 永楽会	加藤 清人	
社会福祉法人 みんなの輪	仲野谷 仁	
NPO法人 大郷ファーム	船水 直樹	
大郷町手をつなぐ親の会	若生 隆	
大郷町民生委員協議会	高橋 鉄雄	
宮城県仙台保健福祉事務所	幕田 豊	
大郷町議会教育民生常任委員会	赤間 茂幸	副会長



大郷町障害者福祉計画

第3次 障害者基本計画

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

編集・発行	大郷町保健福祉課 〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8 TEL：022-359-5507
-------	---





